

決算審査特別委員会 第2号

平成28年9月23日(金曜日)

○議事日程

1 認定第 1号 平成27年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(10名)

1番	木村 輔 宏 君	2番	堀 清 君
3番	真貝 政 昭 君	4番	岩間 修身 君
5番	寶福 勝 哉 君	6番	池田 範 彦 君
7番	山口 明 生 君	8番	高野 俊 和 君
9番	工藤 澄 男 君	10番	逢見 輝 続 君

○欠席委員(0名)

○出席説明員

町 長	本間 順 司 君
副 町 長	田口 博 久 君
教 育 長	成田 昭 彦 君
総 務 課 長	藤田 克 禎 君
企 画 課 長	細川 正 善 君
財 政 課 長	三浦 史 洋 君
民 生 課 長	五十嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	佐藤 昌 紀 君
産 業 課 長	宮田 誠 市 君
建 設 水 道 課 長	高野 龍 治 君
会 計 管 理 者	白岩 豊 君
教 育 次 長	和泉 康 子 君
産 業 課 長 補 佐	井本 将 義 君
総 務 係 長	松尾 貴 光 君
財 政 係 長	田名辺 信 行 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本間 克 昭 君
議 事 係 兼 総 務 係	福嶋 祐 太 君

開議 午前 9時56分

○議会事務局長（本間克昭君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員10名が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま事務局長報告のとおり、10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時58分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号

○委員長（岩間修身君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

46ページ、47ページの1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、48ページから77ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） おはようございます。

それではまず、51ページの古平国際交流協会運営事業助成金についてお尋ねいたします。国際交流協会、毎年家族旅行村で宿泊のワールドキャンプみたいなものやっていると聞いていますけれども、この宿泊費などについては古平町で幾らか助成とかはしているのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） 51ページの8万円、この中で含んでおります。

○8番（高野俊和君） プログラムの中にレクリエーションとかいろんな行事を国際交流でやっていると聞いていますけれども、パークゴルフ場、若干苦戦していると思うのですが、旅行村とパークゴルフ場、古平町の指定管理で、同じ会社でやっていますので、若干プレー料等がかかると思いますが、このプログラムの中に入れることによってパークゴルフ場の活性化といいますか、そういう話題性はあると思うのですが、そういう機会も時には必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょう。

○総務課長（藤田克禎君） 事業主体は古平町交流協会でございます、私どもがどうのこうのと

言える立場ではございませんけれども、考えてみたいと思います。

○8番（高野俊和君） 次に、53ページの7節賃金ですけれども、庁舎清掃作業員の賃金でありますけれども、これ予算では7節の賃金で278万6,000円載っていますけれども、決算では13節の役場庁舎臨時職員の清掃業務委託料で58万3,200円、それと賃金で185万6,800円と分けて載っているのですけれども、これ分けて支払う理由何かあったのでしょうか。これ同じ人に支払う金額でしたでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） これにつきましては、花村さん、以前役場の清掃をやっていただいた方が12月の上旬でやめるということがございましたので、急遽民間のほうに委託することになりました。

○8番（高野俊和君） わかりました。

それでは、引き続き55ページ、13節の委託料ですけれども、町有建物除排雪委託料ですけれども、これ404万程度載っておりますけれども、毎年思うのですけれども、これ必ず決算で400万以上になるのですけれども、毎年300万以下の計上なのですけれども、何か特に理由あるのでしょうか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（藤田克禎君） 毎年300万のところを400万いっているような状況ということでの質問でございますけれども、5年間の実績自体300万ぐらいの金額でございますので、300万ということになってございます。

○8番（高野俊和君） 多分25年度は470万ぐらい決算でかかっています。25年からずっと見たら大体400万以上は決算でかかっていると思うのですけれども、これない場合でも何割とか、そういう負担金みたいなのは取られるのですか。

○総務課長（藤田克禎君） なかったと思います。ちなみにでございますけれども、平成23年度は310万、平成24年度は510万、平成25年度に関しましては600万、平成26年度に関しては320万というような数字でございますので、こういうような結果になってございます。

○8番（高野俊和君） 特に大きい理由はないということですね。わかりました。

それでは、57ページに移ります。15節の工事請負費ですけれども、空き家の解体工事請負費131万7,600円載っていますけれども、これ27年度は何軒分ですか。

○企画課長（細川正善君） 1軒分です。

○8番（高野俊和君） 古平町には冬になると大変迷惑な空き家がかなりあるのですけれども、この空き家の解体をするというのは持ち主がわからないとか連絡がつかないというところで危険箇所を優先にやるという、そういうことでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 基本的な考え方は、その空き家の状況によりまして不特定多数の方に

迷惑をかける、あとは被害が及ぶというような場合と、あと所有者にまずは連絡するのが第一なのですが、その所有者の状況です、それによって先ほど言った不特定多数の人に迷惑かけるような場合、役場でやるという、今まではやってきたという考え方です。

○8番（高野俊和君） 予算のときにも課長にちょっとお願いしたのですけれども、毎年雪になりますと、これから雪のシーズンにもうそろそろなりますけれども、空き家で雪が隣に来たり、道路に落ちたりして、大変迷惑するところが毎年何軒か必ずあるのですけれども、その都度連絡はして、対応はしてもらっているのですけれども、できればその箇所についてはもう把握していると思いますので、雪の降る前に若干の相手方への連絡などもしてもらえれば大変助かるのですけれども、その辺はどうでしょう。

○企画課長（細川正善君） 毎年のことで、ある程度場所も特定できますので、それは可能であります。

○8番（高野俊和君） それで、最後ですけれども、75ページの地域消費喚起・生活支援対策費ですけれども、これ75ページなのですけれども、19節の負担金補助及び交付金でこれ冬の給付助成金って灯油のことだと思いますけれども、これこの不用額出ていますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 冬の給付金助成金269万円、繰越明許分ですが、不用額ではなくて、歳出そのものの金額になります。費用として払った金額ですので、269件、1万円分ずつ支給しているという結果になっています。

○8番（高野俊和君） これたしかいろいろ意見があって、商品券になったと思うのですけれども、これ該当者には町で届けていましたか。

○民生課長（五十嵐満美君） 給付金自体を届けているということでしょうか、申請書を届けているということでしょうか。申請書自体は民生委員さんをお願いしまして、対象者窓口でも配布する形にはしておりますが、申請を出していただいて、給付金のほうは窓口にとりに来ていただく方と、来られない方については郵便で発送するのを本人に選択していただいて、支給している状況です。

○8番（高野俊和君） もしわかればいいのですけれども、最終的には何%ぐらいの該当者に行き渡ったかわかりますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 対象の方、非課税の方で70歳以上の高齢者とひとり親とになっておりますが、把握できる世帯にはほぼ支給しております。ただ、辞退するという方も中にはいらっしゃいますので、一応支給前に該当と思われる方の名簿をつくりまして、ほとんど、99%ほどの支給はしていると思います。

○9番（工藤澄男君） 55ページの委託料の中で役場庁舎の劣化度調査委託料がありますけれども、この検査の結果はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま資料は持ってございませんから、その辺につきましては私の記憶の中でお知らせしたいと思います。

役場庁舎に関しましては、柱は鉄筋コンクリートで、壁がれんがでございます。というような状況で、劣化度につきましては判定できないという、判定に値しないという結果にございました。耐震診断のほうも必要ないという、やってもお金かかるだけで、不要だという結果になってございま

す。

○9番（工藤澄男君）　そういうことであれば、結局いつ壊れてもおかしくないというような状態だということなのですね。そしたら、やはりこれ役場庁舎、本当に早く建てるようにしなかったら職員大変だ。もし大きな地震でも来て、作事中に崩壊したりしたら大変なこと起きますので、これやっぱり役場庁舎のことはもうちょっと早めるようになったほうがいいのかと思います。

ほとんど高野委員が私の考えているの質問しましたので、これで終わります。

○3番（真貝政昭君）　49ページの特別職の旅費と、それから交際費について伺います。

27年度についての内容について説明をお願いします。例えば町長、副町長の出張状況、それと交際費については他町村との比較に関心がありますので、わかれば説明願います。

○総務課長（藤田克禎君）　平成27年度につきましては町長が94回、副町長が28回で、出張先の町村につきましては今資料を持ってございません。各町村の特別職の旅費の状況につきましては調べてございません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君）　昨今の懸案の事項を抱えて、対外交渉が重要だというふうに考えているのです。従来の正副町長の動きとは比較にできないものが今出てきているように思うのです。例えば特養の誘致の問題でも、病院もそうでしたけれども、町長室、あるいは役場庁舎内にとどまっているような状況ではなくて、積極的に外交に出る機会が必要でないかというふうに思うので、それで交際費についてもそれなりに長期的なあれではなくて、短期的に事業を遂行するための柔軟な考え方が必要でないかと思ったもので、お聞きしたのです。どうしても検討していただいて、事業が成功裏に結びつくような予算措置をすべきでないかというふうに考えたのです。見解があれば正副町長のお考えを聞きたいなと思ひまして。

○町長（本間順司君）　この旅費、交際費等につきましては、それこそ余り町の財政負担にならないように、旅費につきましては我々東京行くとかなりの金額かかるものですから、ある程度早目に早割というのを、飛行機代とも、そういうものをもって、なるべくかからないようにしているということで、ただそういういわゆる政策的な出張回数はそれなりにこれから必要になるものであれば、それはふやしてまいりたいというふうには考えております。

○3番（真貝政昭君）　富山県議会みたいな、ああいうばかげたことではなしに、純粋に町民は今町の抱えている事業展開を成功裏に導いてほしいという期待を持っていますので、ある程度柔軟性を持ってそこら辺は議会が見ていきたいなという思いでいるものですから、そういう質問をさせていただきます。

次に、51ページの負担金補助の町村会の会費ですけれども、余りふだんなじみがないものですから、改めて聞くのですけれども、古平町の負担割合、均等に割っているのか、そこら辺を伺いたいのと、それから決算内容と業務の内容、改めてどういうことやっているのか、どういう組織体制でやっているのかということをお伺いします。

○総務課長（藤田克禎君）　この負担の割合につきましては、均等割35%、人口割65%でございます。この会の内容につきましては、総会または期成会、新幹線等の陳情または要望、そういったも

のでございます。

○町長（本間順司君） 組織体制はそれこそ各町村長が会員になっているということでございまして、これは任意とか、そういうものではございませんで、後志管内全町村が対象になっているということでございます。

○3番（真貝政昭君） これを運営している専属の職員だとか、そういうのは入っていないのですか。

○町長（本間順司君） 専属の職員はおります。事務局長1名、それから書記が3名おりますけれども、2名は町村会の負担で、1名は北方領土期成対策協議会のほうから指名されている職員、町村会のほうの仕事もしていますけれども、そういう方々の人件費もこの会の経費の中に入っております。

○3番（真貝政昭君） 所在地は蘭越というふうになるのですか。

○町長（本間順司君） 後志総合振興局の中にございます。1部屋確保してございます。

○3番（真貝政昭君） 53ページの委託料、下段のほうです。町有地分筆測量業務委託料について説明をお願いします。

○総務課長（藤田克禎君） これにつきましては、丸山の駐在所の土地を欲しいという方がございまして、用地を譲渡する段階で道路敷地との境界がはっきりしないという現状がございました。これで用地確定分筆測量をする必要があるということでこの委託を行っております。

○3番（真貝政昭君） かつて小規模の町有地について例えば貸し地にして、住宅を建てているところを積極的に買い取ってもらうという方針を打ち出しましたよね。その状況というのはわかりますか。平成27年度時点でそういう町有地については全て売却済みだとか、そういうのがわかればよろしいのですけれども。

○総務課長（藤田克禎君） 申しわけございません。ただいま調べておりません。

○3番（真貝政昭君） その下の沖集会所の地盤調査、委託しておりますけれども、地盤調査です。普通住宅の場合は簡単なスウェーデン方式とかとやるのですけれども、本格的なやり方なのでしょうか。その種別について伺いたいと。

それと、住宅の場合の簡単なスウェーデン方式ですと、現場に詳しい方に聞きますと10メートル程度の深さしかわからないということなのですからけれども、この沖町の場合の状況について伺います。

○総務課長（藤田克禎君） この地盤調査の方式につきましては、委員おっしゃるとおり、スウェーデン方式でやってございます。ここの地盤については、5メートルぐらいまでしか地質の状況はわかりません。ただ、設計屋いわくはこのぐらいの住宅であれば、住宅というか、集会所であればこの程度のもので十分だというふうに伺ってございます。

○3番（真貝政昭君） 私の聞くあれでは10メートルぐらいまでわかるというふうに認識していたのですけれども、地盤の状況としては5メートルまでしかやっていないけれども、平家建てでしたよね。良好という結果が出ていたのですか。中学校、小学校のような本格的な調査結果を見ますと、N値というのが棒グラフみたいな形で出るのですけれども、この方法の調査でもそのような内容というのが出てくるのでしょうか。ちなみに、沖の場合のスウェーデン式の費用なのですからけれども、

どれほどのものだったのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） N値かどうかという部分に関しましては、ただいま資料を持ってございませんので、わかりません。それと、費用についてもただいま資料を持っておりませんので、わからないような状況でございます。

○3番（真貝政昭君） N値が2以下くらいになりますと、地盤としては危険な気をつけろという、そういう数値なのですけれども、それ以上ということだと思います。砂質地盤の緩いやつですとN値が5以上というあれでしたけれども、状況について後でわかれば説明をお願いします。それから、費用については一般住宅の場合ですと、この方式ですと10万くらいというふうに概略聞いていたのですけれども、それもお知らせ願います。

次に、55ページです。上段、5行目になりますけれども、公用車の運行業務委託料で町長等が出張する場合、使われていたのを民間に委託してという、そういう費用だと思いますけれども、今年度の場合、変わりましたよね。28年度、この部分はゼロになるのですか、28年度については。

○総務課長（藤田克禎君） そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） この公用車というのは町のマイクロバスとかを抜きにした純粹の自家用という意味で聞いたのですけれども、今の答弁でよろしいのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） 申しわけございません。公用車の運行業務に関しましては、町長の公用車が委託でございます。バスが自前でやっております、臨時職員を運転手として。

（「変わっていない」と呼ぶ者あり）

○総務課長（藤田克禎君） いや、変わっています。27年度につきましては、バスも町長の公用車も委託でございました。今年度につきましては、バスが自前で、町長の公用車につきましては委託を出してございます。委託でございます、町長の公用車。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、ゼロになるのではなくて、これは残るということですか。わかりました。

次に、下がりまして、下から2段目の負担金です。沖町テレビ共同受信組合負担金が出ています。関連しまして、59ページの泥の木共聴施設改修事業補助金というのがありますけれども、テレビの難聴地域の取り扱いになるのですけれども、難聴地域がこの古平の場合は2つの地域だけでしょうか。

それと、利用者の費用負担の問題がありますけれども、かつては本陣地区も希望者で、私のところも入っていったのですけれども、費用負担が、低額でしたけれども、あります。沖町、泥の木地区についての利用者の負担状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 沖町のほうの共聴組合の人数と利用者負担は、ちょっと今資料がないので、わかりません。泥の木のほうの畑方面の共聴組合は今27名で運営しております。年間取られる負担金につきましても資料がないので、ちょっとわからない状況です。人数だけが27名というふうに押さえております。

○3番（真貝政昭君） 今答えられないということは、利用者負担があるというふうに前提で考え

ておけばよろしいでしょうか。

○企画課長（細川正善君） 基本的に自主組織なので、恐らくあると思いますとしか今は言えません。

○3番（真貝政昭君） 71ページの選挙の開票について伺います。

期日前投票の時間は、午前何時から午後何時まででしたか。

○総務課長（藤田克禎君） 午前8時半から午後8時まででございます。

○3番（真貝政昭君） 選択制だったと思うのですけれども、投票の当日の時間は変更されたときに従来6時までだったのが午後8時まで拡大されて、そして期日前投票というのが出てきて、それが有効に活用されるという前提で午後6時までというふうに変えた経緯がありましたよね。それについての何年間かやってきた結果として、6時で当日閉じている状況について、その是非、古平町の場合、有権者の声としてどのように押さえているかわかりますか。または、選管側の考え方として妥当だという見解に立っているかどうかということなのですか。

○副町長（田口博久君） 私も記憶の中でのお話になりますけれども、たしか時間別の投票者数といったものを当時は調査しておりまして、当然今でも時間ごとの何時から何時の間で何人というのは投票所ごとに集計はしております。そして、投票率の速報ということで時間ごとにとっております。その結果でその後も6時以降の投票者というのは極めて少ない数であったということで、6時まで繰り上げて支障はないだろうと。全国的な話でいいますと、通勤、よその町とか遠距離の、日曜日にも仕事をされている方がたくさんいらっしゃる、そして遠距離の隣の町へ通勤されている方がいらっしゃるといったような事情がある場合は、当然6時以降の投票者ということもたくさんいらっしゃるのでしょうけれども、古平町の場合はそういった方は極めて少ない。そして、そういった方についても期日前投票がその前の告示日の翌日から前日までの長い期間において午後8時までの投票が可能であるというようなことから判断して、6時までに繰り上げているものです。ですから、そのことが投票率に影響するということまでには至っていないであろうというふうに、いわば選挙当日は繰り上げて実施しても影響はないであろう、妥当であろうという判断をしております。

○3番（真貝政昭君） それにしても最近の国政の選挙制度の内容なのですかけれども、非常に開票に時間がかかっていくような流れが起きていますよね。それで、開票立会人、または開票作業に携わる人たちの健康状態などを考えてみましても、国に申すべきことはやっぱりきちっときつく言ったほうがいいと思うのです。例えば衆議院の場合の裁判官の審査の問題もありますよね。今まで開票立会、長くかかっているのですけれども、次の日に仕事を控えている人なんかはもう二度と立会人にはならないという声が聞こえたりして、とても裁判官の作業なんかについては不満が多いのです。あれぜひともきつく国のほうにやり方を変えれと申し入れてほしいなと思うのです。それと、今回も11時過ぎましたけれども、やはり高齢者も開票立会人、来る場合もありますので、作業する方も含めて健康状態、やはり考えながら対応していく、そういう段階でないかと。立会人を頼むのでも高齢な方、次の日に仕事を持っていない方が有効なものですから、高齢者が立会に来るという前提でやはり健康問題をいろいろと考えていただきたいなと思うのです。特に答弁は要らないと思

うのですが、よろしく申し上げます。

次にです。繰越明許が75ページにありまして、一応28年度で実行される予定のものなのですが、具体的に大体確定予想といたしますか、これ全額使い切るような内容のものになっているのでしょうか。伺います。75ページの中段から77ページにかけて繰越明許が続いております。説明をお願いします。

○企画課長（細川正善君） 75ページから77ページにかけて記載されております繰越明許につきましては、26年度から27年度へ繰り越したもので、これは決算額であります。

○1番（木村輔宏君） それこそ先ほど高野委員から言われましたのですけれども、私自体も監査委員という立場で監査で認定していますけれども、1つ、2つ聞きたいことがあります。57ページの空き家解体工事請負費のとき、先ほどある委員さんからも出たお話の中で対応しますというお話ししていましたが、違う面で実際に今産廃の関係で国道とか、そういうところに壊れたうちの産廃と言ったらいいのか、壊したまんまと言ったらいいのか、そういうのが見受けられるのですが、あれは産廃としてそのまま、あれは壊れたままでいいのか、産廃として放置しておいてはまずいものなのか、どういうものなのか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○副町長（田口博久君） 私どももそういった部分余り詳しくはないのですが、確かに個人の所有物という面もありましょうし、景観上の問題も多分にあります。これから他町村だけでなく、古平町内にも確かにそういった部分もあるかと思しますので、そういった部分の内容等精査これからさせていただきますと思います。

○1番（木村輔宏君） 次、ページ数59ページの下から何行目になりますか、個人番号カードということで97万6,000円出ている。これはマイナンバーも絡むのかどうか、どのくらいの町民がそのカードを持って、実際には最終的にはどのくらいの予算でもってやるのかちょっとお聞きしたいのですが。

○民生課長（五十嵐満美君） マイナンバーカードの交付状況についての質問だと思いますが、8月31日現在、個人から国へ申請している件数が225件、古平町に届いている、9月20日現在で古平町に届いて、本人に交付できる状態になっているものが189件累計でございますが、届いているもので187件は交付済みで、2件はまだとりに来ていない状況です。

○1番（木村輔宏君） これどうなのですか。いろんな憶測があるようですけれども、最終的にはこれ皆さんつくらなくてはいけないということになるのか。

○民生課長（五十嵐満美君） つくらなければいけないということになるかどうかというのは、個人の考えだと思います。比較的取得されている方は高齢の方が多いです。あと若い方については運

転免許証であったり、健康保険証であったりで個人の証明にはなりませんので、今後このカードが活用されていく中でもっと広い範囲で使えるようになった場合には必要とする方もふえてくるのかもしれないけれども、現段階では思ったよりも交付は多いようではありますけれども、そういう状況にあります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、78ページから101ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 初めに、83ページお願いします。13節の委託料で高齢者の緊急通報業務委託料ですけれども、これは今年度から警備会社に委託された、変わった分のやつですよ。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃるとおり、27年度までは民間、緊急通報システムの委託、それから28年度からは駆けつけサービス、あとライフリズムのものをつけ加えた別の業者に委託しております。

○8番（高野俊和君） 27年までのこの委託料は、緊急通報をしますと多分札幌のセンターみたいなのが出て、古平町にいる、町で町内会長さんや親戚みたいな人を書いて出したと思うのですけれども、そういうところに通知をしていたと思うのですけれども、ほとんど緊急通報しても通報センターのほうからどうしたということは多分ないのだと思うのですけれども、委託料がかなりかかっているのですけれども、センターというのはこれ委託業者、民間の業者なのですか、それとも例えば国でやっているそういうシステムなのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 27年度までの業者については、北海道安全センターという民間業者です。あくまでも民間業者です。それで、各家庭のほうに緊急通報用の装置と、あとガス等々のセンサーをつけて、24時間対応しているという形をとっております。主な経費としては、オペレーターの人件費に充てられている、あと機器の損料に充てられているというふうに認識しております。月1回オペレーターのほうからお伺い電話というものもしております。全く安全センターのほうからナシのつぶてということではなくて、定期的なそういうお伺いもしておりますので、何もしていないということではなかったです。

○8番（高野俊和君） 2回ぐらい連絡が来て、当事者のところに駆けつけたことはあるのですけれども、センターって何やるところかなというふうには感じていました。でも、今回は警備会社に委託されていると思いますので、すぐ来ますので、この状況でこのぐらいかかるということは28年度からはかなりこの予算ではいかないのだろうなというふうにはちょっと考えましたけれども。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 27年度の状況としましては、総受信数350で、件数としては1,106になりまして、誤報が結構多いのですけれども、利用者延べ数で517ですから、単純割りでも1人2回は何らかの形で押すなり、電話来るなりというのがありました。安全センターのほうから協力員のほうへの連絡等ない人については、全くないという方もいたかと思います。多い人については頻繁にという方もありました。状況に応じてはその場でどうしましたという、緊急通報鳴った場合に逆信の電話があります。その際に間違いましたとか試しに押してみましたとかという簡易なものに

についてはその場で終わってしまうし、重篤な場合、連絡がつかない場合には協力員にお願いして、様子を見てきてもらうだとか、本人出て、ぐあい悪いのだという場合には直消防のほうに連絡して、救急出動とかということになっていきますので、協力員でも多い方については頻りに連絡があったりとかしていますし、ない方もいたかと思えます。

○8番（高野俊和君） それで、次に85ページの20節の扶助費ですけれども、681万3,000円、これ課長のほうから何回も説明してもらっているのですけれども、たしかかるなが3人と和順荘と3人でしばらくずっと変わっていないのですけれども、ここ数年全く人数とか変わらないのですけれども、これ同じ方が引き続き入院して、3、3というのは同じ方が引き続き入っているということですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃるとおり、3名の方、同じ方が入所されています。これで減る要素としては高齢等によりお亡くなりになるだとかという場合には減っていきますけれども、ふえる要素としましては今ここの養護老人ホームというところになるかな、和順が旧措置制度時代、役所がその方、いろいろなことがあって、行政としてその施設に入ってもらうのが妥当だという措置制度の時代からのものであります。今特別養護老人ホームというのがこれだけ多くなっていますので、基本的にはご本人契約による特別養護老人ホームのほうに入所される方のほうが圧倒的に多い。でも、今なおこの制度が残っているというのは、例えば高齢者虐待があったりだとかもろもろで、行政として保護して、施設に入っていなければならないという判断になった場合のためにこの制度が残っております。ちなみに、特別養護老人ホームのほうにも行政からの措置という形での入所も今は可能になっております。

○8番（高野俊和君） ここって収入とか、そういう条件みたいなものはあったのでしたっけ。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 収入要件等もありますけれども、基本的には今入っている方々も負担をいただいております。それなりの収入があります。極端に収入が少なくてという場合もございます。あと、先ほど申したように、虐待の関係とかもあります。さまざまな理由で行政が措置すべきと判断した場合にここに入ってくださいという形になっております。

○8番（高野俊和君） 89ページの高齢者通院支援助成金の38万ちょっとなのですけれども、この負担金補助及び交付金なのですけれども、これも課長に前に説明してもらいましたけれども、要支援の1、2程度の通院費の支援分だと思います。月1回程度ということでありましたけれども、今回たまたまなのかもわかりませんが、予算の半分ぐらいの決算なのですけれども、たまたまですか、それともほかに何か理由あったのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 27年度実績としましては、利用者20名、それで回数としては119回でした。その支援している方の病気の状態、ある程度急性期にある方については頻りに病院に通わなければならないという状況等もございますので、それらの要因で27年度、結果として20名の方、119回で済んだということになります。

○8番（高野俊和君） あと、91ページ、13節委託料、障害者福祉システム改修委託料なのですけれども、その年によってない年は金額に大変大きい差があるのですけれども、何か説明できるでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、委託料の上、保守委託料45万3,600円でございます。これが日々の管理の部分ですが、簡単な法改正であればこちらでカバーしてもらえるのですが、大きな法改正等があった場合には別にその法改正に伴うシステムの改修費というものがかかってきます。ここ最近障害にかかわる法律というものが毎年のように変わってきました。その中で簡単なものについては保守のほうでやっていただいた部分もあります。今回の場合にはマイナンバー制の関係で様式の変更だとか、大幅な改正、システムの改修が必要だったということでこれだけかかっております。

○8番（高野俊和君） 次に、93ページにも臨時福祉給付金で、19節に負担金補助及び交付金があるのですけれども、これもまた決算で1,000万円ほど下回っておりますけれども、これららない人とかいたのでしょうか。何か特別理由ありますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 臨時福祉給付金743万4,000円の決算額についてだと思うのですが、支給者は1,239名の6,000円でした。当初想定していた人数より若干少なかったというところですか。

○8番（高野俊和君） ということは、別に理由ありませんね。たまたま想定より少なかっただけの話ですね。わかりました。

引き続き95ページの子育て世帯臨時特例給付金、これ26年度、27年度の事業だと思いましたがけれども、内容を少し教えていただきたいのですけれども。

○民生課長（五十嵐満美君） 子育て世帯臨時特例給付金の関係ですが、27年度は臨時福祉給付金と併給可能の給付金となっております。平成27年6月分の児童手当の受給対象児童に対して1人当たり3,000円の支給をしております。児童手当対象児童ですので、決まっていますので、児童手当支給時に支給をしている状況で、100%の支給率となっております。

○8番（高野俊和君） さっき言いましたけれども、これ2年間だけの事業でしたか。

○民生課長（五十嵐満美君） 26年度に1万円、27年度は3,000円ということで、28年度、今年度についてはないです。

○8番（高野俊和君） それで、最後になりますけれども、97ページの幼児センターの所長の賃金のところですが、これ27年度からの採用でしたか。

○民生課長（五十嵐満美君） 所長については27年度からの採用です。

○8番（高野俊和君） この採用というのは、臨時職員ということになるのですか、身分は。

○民生課長（五十嵐満美君） 非常勤職員として嘱託という職名をつけて採用しております。

○8番（高野俊和君） 多分通いだと思えますけれども、週何回勤務で、期間は何年間というふうには決まっているのでしょうか。28年も同じ程度の賃金出ておりましたけれども、週何日勤務で期間何年と決まっていますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 非常勤職員ですので、雇用期間は1年とされております。今年度については更新ということで2年目の採用ですが、期限は決められておりません。週については月曜日から金曜日までの勤務で、行事がありましたら日曜日でも出勤する形となっております。

○8番（高野俊和君） ということは、1年契約ということだと思えますけれども、金額に関しても毎年契約していくということですか。

○民生課長（五十嵐満美君） 賃金については採用時に決められて、1年更新、ことし2年目ですけれども、変わっておりません。

○8番（高野俊和君） わかりました。民生費終わります。

○委員長（岩間修身君） 民生費、質疑の途中でございますが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時18分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3款民生費、78ページから101ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 79ページの保険基盤安定繰出金にかかわる部分なのですが、保険基盤安定のための繰り出しのルールありましたよね。町村が何割、道が何割とかという図式があったと思うのですが、改めて説明をお願いします。

○民生課長（五十嵐満美君） 保険基盤安定繰出金軽減分につきましては、一般会計からの繰り出し額に対しまして道が4分の3負担となっています。支援分につきましては、同じく一般会計からの繰り出し額に対しまして国が2分の1、道が4分の1負担となっております。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの質問がありました83ページの委託料、高齢者緊急通報業務委託料で、平成27年度から委託先が変わったということなのですが、以前はそれこそ説明があった団体に近所に協力員というのを設けて、そして対応していましたよね。仕組みとしては変わらないのですか。新しい委託先になりましたけれども。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、委託内容、業者を変えたのは28年度、今年度からになります。27年度は、まだ前の安全センターでした。仕組みとしましては、まず大きく違うのが緊急通報システムにライフリズムという見守りセンサーが追加になりました。それと、従来何かあった場合、様子を見てもらうのに近所の協力員の方をお願いしていた部分を委託先の業者の職員がまず一義的に駆けつける。そういった中で職員が駆けつけても鍵等がかかっている、中に入れない、呼び鈴を押しても反応がない等々の場合には、今もなお協力員という方の登録はしておりますので、それらの方々にお伺いを立てて、どちらか出かけているかどうかとか、そういうことを確認の上、出かけている事実がないと判断した場合に私ども職員、もしくは警察の立ち会いのもとで一番影響のないところの窓等を破って、中に入って、調べる、調査するということまで考えて、やっています。大きな違いは、見守りセンサーが追加したということと一義的な駆けつけの確認の部分を業者に委託しているということです。

○3番（真貝政昭君） その業者の社員、頼んでいる方が駆けつけるということなのですが、古平の場合は町内に居住されている方がそういう立場にあるのでしょうか。

それと、人数なのですが、全町というふうになりますと人数の確保の点がありますけれども、その仕組みはどのようになっているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 現在町内の方、お二方が社員として従事していただいております。ただ、このお二方も状況によっては従事できない場合等があります。実際の例として私が認識しているのがこの間のお祭りのときにたまたま警備員の方がお祭りのほうに来ておられているということで、小樽支社のほうからだと思うのですが、支社の職員が古平にとどまって、その緊急対応に備えていたという例もございます。そういう形をとっておりますので、基本的には町内にお二人の方、職員がおりますので、その方に対応していただいて、そのお二方がどうしても対応できない事態が生じた場合には最寄り、小樽だと思うのですが、そちらのほうから職員が古平にとどまって対応に備えているという、待機しているという状況をつくってもらえております。

○3番（真貝政昭君） 85ページの敬老会について伺います。

毎年参加しているのですけれども、こういう形でお祝いをするという方式を長年続けてきているのですけれども、北後志の各町村の敬老会の催しとしては同じような形態をとっているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 北後志の状況、私が把握している範囲でお話ししますと、余市は特にこういう敬老会という催しをやっていないというふうに認識しております。あと、仁木町については、各集落ごとに実施しているというふうに認識しております。あと、赤井川、古平、積丹は古平と同じような形式でやっておるというふうに認識しております。

○3番（真貝政昭君） その下のほうに介護認定調査員賃金というのがあります。携わっている方の人数、それから対象人数、それはどのようになっていますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、従事していただいている職員は、3名の方をお願いしております。それで、件数がお一方83件、もう一方が80件、もう一方、3人目の方が33件、全部で196件年間をお願いしておりますが、先ほど言った状況です。ご本人さんといろいろと調整しながらこういう形になっております。

○3番（真貝政昭君） 調査の内容はよくわかりませんが、3名の方でこれだけの人数を調査するに当たって、この賃金の額、この妥当性というか、平たく言えば安いのではないかという見方をしているのですけれども、この賃金の決定の仕方というのは統一されたものがあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 1件当たり4,000円お支払いしておりますけれども、時間としまして調査自体、ご自宅もしくは病院等に行って、認定調査する時間自体は1時間程度、その後聞き取ってきた内容を調査票に整理するのに2時間程度、3時間程度これに要するかなというふうに認識してございますけれども、3時間の業務に対して4,000円の報酬というのは妥当かなというふうに判断しております。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ちょっと私今頭の中にこれ統一単価かどうかという部分自信なくなっているのですが、おおよそこの町村もこのぐらいの金額でやっているというふうに認識しております。

○3番（真貝政昭君） 87ページの下段のほうになりますけれども、委託料の節の部分ですけれども、説明をお願いします。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 介護保険地域支援事業費の委託料、まず2つありますが、1つ目、運動機能向上業務委託料、これについては運動に関する、高齢者の運動機能を向上させるために作業療法士がいる事業所のほうに委託しまして、実績としましては27年度は6回行っております。それで、参加者は12名の方が参加してございます。期間としては、1月から3月の3カ月間にかけてやってございます。6回ですので、月に2回ずつ行ったという状況にあります。

それと、もう一つ、その下の介護用品支給事業業務委託料でございますが、要介護4、要介護5の方におむつだとか、そういうものの支給を行っているのですが、その支給業務について社会福祉協議会のほうでもこれらの対象以下の方々、要介護3までの方について同じような業務を行っておりますので、町のほうから社協のほうと一緒にやってほしいということで委託をしております。それで、実績としましては4名の方、要介護4の方3名、要介護5の方が1名、月の単価が6,250円でやってございます。この委託料、単純に割り切れなくて、月の途中からお願いされたりとかもろもろがございまして、単純計算はできない状態になっております。

○3番（真貝政昭君） 社協のほうでやっている要介護3までの事業と、それから町が担当している4、5の対象者については在宅の場合でしたよね。入院してしまうと社協のほうも町のほうもストップするということでしたよね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） あくまでも在宅の方々に対しての支援ですので、入院された場合にはそれらは医療として行われる行為になりますので、介護保険制度外になってしまい、これも介護保険制度ではないですけども、高齢者の広い意味での介護保険制度の中で行われている事業と、入院した場合には医療制度の中で行われるものという認識の中ですみ分けをしているものであります。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、この費用というのは介護保険会計から出ているものではなくて、純粹に町の一般会計から出ているものですよ。社協のほうでやっている事業についても実質的に町のほうから社協のほうに委託してやっているというふうに理解してよろしいのですか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、社協事業については自主事業でやっていますので、介護保

険のお金が使われていません。それと、町で行っている事業のほうですが、歳入のほうになるのですけれども、38ページ、39ページの上段のほうに介護保険地域支援事業受託収入1,000万ちょっとございますが、町が保険者から地域支援事業をやる場合にその経費が、本来保険者がやる事業を町が代行してやってございますので、その委託、検討していただいております。この地域支援事業費というのは、それらの収入を財源にして行ってございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、自治体も含めて、国も含めてそういうところからいただいているという認識でよろしいのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 細かいルールはありますけれども、大きな話としてはそういうことになるかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 入院した場合にこの流れがストップするということで、実質対象者の負担が実費負担としてのしかかってくるのですけれども、他の自治体で入院した場合の、主におむつですけれども、おむつ支給を助成しているという町村はあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） たしか以前にも委員のほうからそれに近いようなご質問いただいたような気がするのですが、おむつ支給の関係、大きく分けて乳幼児に対するおむつ支給と、それから高齢者に対するおむつ支給、市町村独自の事業としてやられているところのことについて聞かれた経緯があったかと思うのですが、そのときに調査した内容として、市レベルでたしかあった、今ちょっとその資料持ち合わせてございませんので、きちんとお答えはできないのですが、たしか市レベルではおむつ支給事業、その市町村の単独事業としてやられているところがあったという認識がございます。

○3番（真貝政昭君） 97ページの幼児センターになります。臨時保育士の賃金が7節、それから……聞きますけれども、支援センター、それからそれでないほうの臨時保育士の賃金の状況について説明をお願いします。人数とかです。

○民生課長（五十嵐満美君） まず、幼児センターのほうにつきましては、代替保育士賃金の中にフルタイム勤務している臨時職員の分も含まれておりまして、実人数としては5人です。支援センターのほうにつきましては、代替保育士賃金としまして実人数2名となっております。

○3番（真貝政昭君） この方たちの賃金が7節で出ているのですけれども、これに対しての共済費的な費用というのはそのほかにありますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 臨時保育士に限らず臨時職員の共済費に関しては、職員給与費の共済費で一括で見えています。

○3番（真貝政昭君） この7名の方たちの共済費の総額。それから、待遇、それについて説明できますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 共済費については、社会保険料を職員給与費の中に見ておりますので、私のほうで資料は持ち合わせておりません。あとは、臨時で働いている職員、フルタイムで働いている臨時職員さんについては福利厚生という面で健康診断を行っているほかは費用としてはかかっていないと思います。

○3番（真貝政昭君） 民間レベルでは正職員と違って、とにかく臨時保育士の賃金というのは民

間レベルに合わせるような形で一時変更された経緯があります。それで、待遇の点で社会問題になるような状況にありますけれども、今説明あったように、フルタイムで働いている方もいらっしゃいますので、その待遇改善ということもありますので、後ほどどういう状況に今古平町があるのか、他町村の実態も含めて資料なりでお願いできればなと思うのですが、どうでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 臨時保育士並びに代替保育士の環境改善というあたりにつきましては、臨時保育士の分につきましては各町村の状況を調べることはできるかと思いますが、臨時職員全般でということになりますとまた総務課のほうの担当になりますので、私のほうでは対応できかねます。

○3番（真貝政昭君） 総務課のほうについては、今のやりとりで十分わかると思います。今聞いているのは保育士のほうの関係ですので、それについてお願いするものであります。

それで、平成28年度の今の時点で直接要望なりが私のほうにも来ているのですけれども、古平町の待機児童の状況なのですけれども、平成27年度においてどのような状況なのか。定員に対して大体何名で終わったというのが大体わかると思うのですけれども、ゼロ歳児、1歳児等の分類がわかればさらによろしいですし、それから現在起きている、また平成27年度における待機児童の様子がわかれば、ゼロ歳児が何名、1歳児が何名、期待に応えられなかったということになるのですけれども、できれば今の時点の状況も含めて様子を説明できませんか。

○民生課長（五十嵐満美君） 平成27年度におきましては待機児童はゼロです。一番最新のきょう現在で間違いありませんが、待機児童としてゼロ歳児が4名、1歳児が1名という待機状況になっております。

○3番（真貝政昭君） 町の一定期間の幼児センターの受け入れ態勢として、ゼロ歳児は1名くらいの数字が載っていた記憶があります。1歳児も多いときで7名くらいの多くを預かった地域もありますけれども、長い年数で見ますと実績としては1名だとかという数字がありました。27年度においてゼロ歳児の受け入れ状況、それから1歳児の受け入れ状況というのは何名だったでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） ゼロ歳児については2名です。定員2名となっています。1歳児、2歳児につきましては、ちょっと今資料持ち合わせていませんが、待機はいなかったのですが、場合によっては定員を1名ほど超える時期も1年の中ではあったと聞いておりますが、待機としては27年度はなかったのですが、ゼロ歳児が2名ですけれども、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の中で総体で人数をやりくりしている時期も1年の中にはあると思います。

○3番（真貝政昭君） そしたら、平成28年度の今の時点ではゼロ歳児の受け入れは2名で、待機が4名、そういうような実態にあるということですね。

○民生課長（五十嵐満美君） そのとおりです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、民生費を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 0時53分

○委員長（岩間修身君） 時間少々早いようですが、休憩に引き続き会議を再開いたします。

次に、4款衛生費、102ページから113ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 1つだけ。105ページの保健事業費なのですが、19節の負担金補助及び交付金なのですが、余市協会病院の救急医療体制の維持の補助費が196万8,000円出ていると思うのですが、この金額、たしか北後志5カ町村で分配して支払っている金額だと思うのですが、これ緊急時の患者の数によって振り分けられるものでしたか、それとも割り当ては決まっているものでしたでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 余市協会病院救急医療体制維持補助金につきましては、この補助金の算定基礎となるのが27年度については26年の救急搬送受け入れ患者数の割合によって率を出して、北しり5町村、率に応じて負担してございます。

○8番（高野俊和君） 今海のまちクリニックにことしから変わりましたが、海のまちクリニックは土曜、日曜、祭日やっていませんし、時間外の救急は受けませんので、余市協会病院がほとんど、90%以上救急の場合には受け持つことになっていると思うのですが、決算にちょっとそれで申しわけないのですが、この金額が28年度にそしてぐんとふえるという可能性はあるのでないでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員が思われる事態というのは、私どものほうでもあり得るなどということは考えてございます。海のまちクリニック、診療時間内の救急については受けるという方針でやってございますが、時間外及び休日、休診日については古平から一番最寄りの総合病院となりますと余市協会病院になりますので、当然受け入れ患者数というのもふえていくかと思っておりますので、今よりもこの負担額というのはふえていくのではないかと思っております。

○3番（真貝政昭君） 今の質問の続きなのですが、105ページの余市協会病院の古平町の負担分なのですが、平成26年度実績に基づいて決められているので、伺いますけれども、古平町の消防車、救急車が余市協会病院に搬送した件数というのは平成26年、27年、幾らになっていきますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今余市協会病院に実際に搬送された数というのは出ているのですが、私今手元に持っている資料が北後志5町村以外の方の救急搬送というのものもあるので、それを北後志5町村で割り出した率に応じてプラスされております。その部分も含めた数字でしかちょっと私今持っていないので、その数でよければお答えしたいと思います。

平成27年度、224、平成26年度、223、平成25年度、205、24年度、239、23年度、177、ちなみに平成27年、26年度、1人の違いですが、負担金の関係が若干、26年度で205万8,000円、その年によってずれているのですが、総受け入れ患者数、27年度が2,846、26年度が2,709、分母と分子の違いで1件当たり負担金額というのも変わってくるので、件数イコール負担金額の増減という形にはなっ

ていませんけれども、件数としては今の件数になります。

○3番（真貝政昭君） 今の数字は古平支署の救急搬送の数字だというふうに思ったのですけれども、余市協会病院への実数ということでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しわけございません。古平支署の救急搬送件数ではなくて、余市協会病院が受け入れた数であります。古平支署の救急車の出動回数については、ちょっと私のほうでは押さえてございません。

○3番（真貝政昭君） その実績に基づいて案分するようなことなのでしょうけれども、均等割の考え方なのか、それとも件数に応じて案分された負担割合なのか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この助成を始める、支援を始める当初に北後志で話し合いの結果、あくまでもそれぞれの件数の比率で負担しましょうという話し合いでやっております。ただ、先ほどもご説明しました北後志に住所のない方で余市協会病院に救急搬送された方の分というのが北後志で負担する数字的根拠というものがなくて、その分については北後志での率に合わせた数をオンして、負担していきましようという話し合いになってございます。

○3番（真貝政昭君） 別な数字を聞きますけれども、北後志5カ町村の救急搬送の全体数というのはわかりますか、年度ごとの。協会病院の救急搬送に対する分担割合といいますか、その程度を知りたいので。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しわけございません。その資料、課に戻るとあるのですが、今、申しわけございません、持ち合わせてございません。私の記憶なのですが、北後志以外の方の受け入れの割合なのですけれども、2割程度あったというふうに理解しています。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 27年度でいきますと、全体で2,845件の受け入れがありましたので、そのうち北後志に住所のある方が約2,300件くらい前後の方が余市協会病院に救急搬送されている。2,800件強のうち2,300件程度が北後志在住の方。

○3番（真貝政昭君） 私が質問したのは、余市協会病院に搬送された数字ではなくて、ほかの病院にも走っていますよね。その全体像を捉えた数字を聞いたのです。余市協会病院も入っています。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃられるのは北後志地区内の総救急搬送数というふうに思われるのですが、その数については私のほうでは把握してございません。

○企画課長（細川正善君） 古平支署で27年度に出動した回数が185回あります、全部で。そのうち古平町内の出動が158回です。その158回のうち不搬送、搬送しなかった分が9件ありますので、149件搬送しています。そのうち余市に行った数が71件、率として44.9%程度あります。

○3番（真貝政昭君） その下の妊婦一般健康等診査委託料があります。これは、財源は道持ちでしたっけ。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今ご質問あったのは105ページ、13節委託料の妊婦一般健診の委託料の財源の話だったでしょうか。これは、財源があるのかどうかということに関しては北海道から補助をいただいております。歳入のページが今見つけられないので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時09分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しわけございません。全て一般財源で、交付税措置されています。

○3番（真貝政昭君） 全額そしたら国持ちということですね。

それと、107ページの上段のほう、町の独自施策ですけれども、妊婦一般健康等診査通院支援助成金で出ていますけれども、これは1人1回2,000円の助成だったと思います。平成28年度において道の助成が何か一定のルールで決まりましたけれども、内容について説明をお願いします。それによって町の負担が減ると思っておりますけれども。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 平成28年度からこの妊婦に対する通院の支援の制度ができていますのは確かです。その制度が、ちょっと私も今自信ないのですが、古平町がたしか対象地区ではなかったような気がしたのですけれども、それで28年度も一般財源で予算立てをしていたような気がしたのですが、ちょっと自信がないです。

○3番（真貝政昭君） 後で説明をお願いします。

町立診療所の関係で、平成27年度については開設準備、それと掖済会の最終年の決算がされているわけですけれども、町長からの行政報告でありましたけれども、入院がまだできていないということが大分今後の不安材料になっていくと思います。外来の状況についても抜本的に患者数がふえているというわけでもなく、このままいきますと町の財政支援の負担が軽くなるようなことは余り期待できないようなことが考えられますけれども、今の時点で一定額で指定管理の契約をしましたけれども、約1億5,000万くらいの年間のあれですけれども、大体見通しとしてこのまま推移しますとどのような額におさまりそうな感じなのか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、28年度、約1億5,000万ほどの指定管理料を見積もりしてございますが、この金額についてはまず走り出しの2カ月間は報酬がないだろうということで通常よりも多少高目の概算請求になっています。

それと、入院診療の部分については法人のほうでも今一生懸命人員確保に努めていただいているのですが、やはり町外、近隣町村も含めて地元という考え方をした場合に地元以外の方を採用して

も長続きしないという、法人が今までやってきた経験からそういうふうに捉えていまして、なるべくこの古平もしくは近隣の町からスタッフをそろえたいということで今一生懸命努力してもらっています。ただ、なかなか医療人材もない状況の中で苦慮しています。医師2名体制にならなければ入院が始めれないのかということはそういうことではないです。どちらかという、看護師のスタッフがそろえれない。掖済会から移行していただいた方々、2カ月間の間でほぼやめられております。そういった状況から、当初の見込みとは違う状況が出ています。そういった中で今一生懸命スタッフ確保に努めていただいておりますが、これはいたし方ないかなと思っています。そういった中でいろんな方法がないかということも考えています。あと、医師2名体制になった場合に今の患者数では医師2名という負担というのは大きいだろうと法人のほうも考えています。そういった中で患者の獲得方法について、ちょっと今まではっきりと決まったわけではないので、お話しはできないのですが、法人と事務協議している中ではいろんな方策を法人のほうからも提案していただいて、それにかかわる環境整備等についてうちができること、できないこと等の話し合いも今水面下で行っておりますので、ある程度そういう患者獲得と収入増に向けての話し合いもしています。

真貝委員おっしゃられるこのままいくと負担がどういうふうになるのかということになるかと思うのですが、先ほど申したとおり、スタッフ数自体も今多少減っていますので、それと収入の状況からいってどうなるかという予測はちょっと現時点ではできないのですが、多少当初見込みよりは上がる可能性もあるなというふうに担当段階では見えています。ただ、法人もその縮減に向けていろんな方策を考えてくれているというのも事実です。

以上です。

○3番(真貝政昭君) 難問山積ということですね。健康に留意されてください。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に5款労働費、114ページから115ページまで質疑を許します。

(何事か言う者あり)

○委員長(岩間修身君) 労働費。ございませんか。

○8番(高野俊和君) 1点ですけれども、115ページの緊急雇用創出事業費なのですけれども、2,837万1,529円ですか、13節委託料なのですけれども、水産加工業人材育成支援事業委託料となっていますけれども、これたしか1年限りの事業で、失業者の再雇用とか人件費など古平を通して支払うということだったというふうに記憶しておりますけれども、これ予算の中で2業者20名という説明がたしかあったのだというふうに思いますけれども、これ不用額750万以上出ていますけれども、何か原因ありますか。

○産業課長(宮田誠市君) 不用額の説明する前に、まずこの事業については平成26年度と27年度、2年間続けて北海道からのほうの100%の補助金をもらってやっている事業です。そして、内容的なものについては、高野委員おっしゃるとおり、失業者に対する就業支援を行った場合のそのものに対しての賃金などを100%道が補助してくれる。言うとおりのことです。それで、不用額につきましては当

初予算3,590万、決算額でもって2,837万1,529円、この750万余りは結果として失業者を受け入れた時点での従業員の数だったり、それだとか従業員の年間を通しての従業員日数が足りなかったということでございます。それとあと、内容的には、先ほど言ったとおり、2社に対しての委託金になってございます。

○8番（高野俊和君） わかりました。変なこと聞きますけれども、残った不用額の分というのはこれ国に返還するのですか。

○産業課長（宮田誠市君） 国でなくて、道なのですが、残った分はもらえなかったという部分で持たせようと思って、整理されます。

（何事か言う者あり）

○産業課長（宮田誠市君） はい。返すというよりはその分だけ申請できなかった、補助金としてもらえなかったということになります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款農林水産業費、116ページから127ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 先ほど言いかけた117ページの鳥獣被害対策の件なのですけれども、農家のほうに伺いますと個人的に電牧等の投資をして、鹿、熊類の被害は抑えられているようだけれども、アライグマは手のつけられようがないという声を聞いています。この対策は今後の課題でないかというふうに思っているのですけれども、現状をお聞きます。

○産業課長（宮田誠市君） 現状等は、農家の人方と協力しながら箱わなをいろいろ設置しているのですが、知ってのとおりなかなか捕獲できないというのが現状です。

○3番（真貝政昭君） 積丹のほうに行きましても、ある農家は7割方被害をこうむったと。トウキビです。平成27年度の、その種目によって、例えばトウキビだとか固定した作物に関して鹿の被害なのかアライグマの被害なのかというのがわかると思うのですけれども、その被害額の数字からいって、アライグマの被害というのはどれほどになっているか把握しているのですか。

○産業課長（宮田誠市君） そのアライグマに係る被害額というのは出してございません。

○3番（真貝政昭君） 何年か前の農家の、古平でです、お話ですと、トウキビ1,000本収穫できるところが7本しか収穫できなかったと。アライグマにやられて、トウキビの収穫をその次年度からは諦めたという、そういうことも聞いたことがあるのですけれども、ほかの町村でもアライグマに絞ったそういう被害額の調査というのはしていないのですか。

○産業課長（宮田誠市君） ほかの町村での集計結果を例えば振興局を通じてなどしての集計結果は見たことはございません。調べればあると思うのですが、見たことはございません。

○3番（真貝政昭君） 結局何年か前の古平の農家のようにその作物をつくること自体をやめてしまえば被害額としては出てこないのだけれども、その後もつくり続けている農家にすればどれくらい被害が出たのかというの、人間でないから、誰にとという言葉は適切でないと思うのですけれども、どいつにやられたかというのは推定できるものなので、例えばことしの積丹町の農家みたいに7割

方やられただとか、そういうつくる品目によって被害の調査というのができると思うのですけれども、そういうのはやる必要があると思うのですが。

○産業課長（宮田誠市君） 結論的には、おっしゃるとおり、その被害、どの程度あったのか、それがアライグマなのか、それか鹿なのか、それは今後調べてみたいと思います。

それで、今回やっているアライグマの関係でいきますと、被害額までは調べていませんでしたが、あくまでもアライグマの被害があるということでもってここ2年ほど秋口から冬にかけて業者さん呼んで講習会やったり、それだとかどの時期に箱わなを設置することによってアライグマを数多く撃退できるのか、いろんな検証をやっていますが、その分も含めて被害額についても何らかの方法で調べてみたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 町内の鳥獣被害に対する農家の投資なのですけれども、限られた戸数なので、把握しやすいのではないかなと思うのですが、電牧とか、例えばことし積丹の農家から聞いた話では耕地全域を電牧で囲うことは不可能で、どの程度やったかわからないけれども、多分トウキビのところだけのあれなのか、一定の広さのところなのかわかりませんが、20万ほどかけて電牧の設置をしているのです。鹿、熊については効果があったようだけれども、アライグマについては効き目がなかったと、そういうことだったのです。それにしても鳥獣被害についての農家がどれだけ投資しているかという額は調査しているのでしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） つまり駆除するために、被害を抑えるために農家個々がどれだけ駆除のために投資しているかというご質問ですよね。

（何事か言う者あり）

○産業課長（宮田誠市君） その部分については、調査はしてございません。それで、町側としては箱わなだったり、それだとか今言った電牧だったり、いろんなものを用意して、貸し与えたりはしています。電気柵というのですか、もしております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、そういう仕掛けがあるのであれば、農家のどれほどの耕地面積をそういう電牧とかで守っているかという、そういうのは把握できるのですね。

○産業課長（宮田誠市君） はい、できます。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、耕地だけについて伺いますけれども、町長の行政報告でも新たに2名ほどが古平で農家をやられるようだという報告がされておりますけれども、耕作面積から不耕作、割合なのですけれども、変化はあるのですか。平成27年度段階でなのですけれども。

○産業課長（宮田誠市君） 町長からの行政報告で述べた40代の2名ほどの新規就農者、その部分については新たに27年度から28年度、今回28年度やり出したもので、面積的には12アールほどふえた。それで、結果全体としては、米の部分なのですが、27年度から28年度にかけて米全部でもって9軒米をつくっていた方が7軒に落ちたということでもって、その分の面積は落ちていきます。だから、全体としての耕地面積としては、若干少ない中でもってなおかつ面積は落ちてきているような状況にあります。

（何事か言う者あり）

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○産業課長（宮田誠市君） 27年度の農地台帳上の耕地面積が108.736ヘクタールです。そして、それから水稲作付面積17.275を引いて、なおかつ畑作の作付面積9.423ヘクタールを引くと不耕作地、つけていないところが82.038ヘクタールございます。ただ、その82.038ヘクタールにつきましても今すぐ耕して、畑なり田んぼにできるというのはさほどなくて、ほとんどがこの後畑として活用できるような状況にないのがほとんどのような状況であります。

○3番（真貝政昭君） この不耕作の面積の中には優良農地の国営草地は入っていないのですよね。

○産業課長（宮田誠市君） 農振地域には入っていて、耕作と、ここでいう耕地面積……不確かですが、たしか幾らか入っていると思います。ちょっとわかりません。

（何事か言う者あり）

○産業課長（宮田誠市君） 引き続きの答弁になりますが、多分農地面積には入っているというような記憶です、私の記憶では。

（何事か言う者あり）

○産業課長（宮田誠市君） 全部でなくて。

（「一部」と呼ぶ者あり）

○産業課長（宮田誠市君） はい、一部。

○3番（真貝政昭君） 積丹の農家の子供がことし赤井川に入職したということなのです。たまたま知り合いの方なのですけれども、赤井川も新たに入職する場合は独自の何か支援制度があるのだ。私サラリーマンやめて、脱サラで余市のミニトマト農家になった方を知っているのですけれども、余市も支援制度あるのです。赤井川の場合なのですけれども、最初は国の制度借りないで、村独自の支援制度使って、5年後くらい、一定程度の年数それで支援を受けたら、今度は5年間限定の国の支援制度を使って、軌道に乗せていくというやり方をとっているのです。積丹町は独自施策がないのだ、新たに入職してきたときに。古平の場合は、これを見たら不耕作地が8割で、農業ということを考えてたとしてももったいない状況で、長年課題とされているのに解消できないのだけれども、近隣町村の、または後志管内の後継者問題はこれ農業事業の中で大事な課題なので、そこら辺の各町村の取り組みの実態というのは把握しているのでしょう。

○産業課長（宮田誠市君） 私自身は、まだ把握してございません。勉強しなければならないとは思っています。ただ、ことし新規就農になった40歳代の2件については、今年度中に国のほうからいろいろな支援、補助金などをもらえるような、計画を立てなかったらもらえないので、そのような動きは今現在している段階です。だから、町独自の補助ということは、まだそういう細かい部分についてまでは考えてはませんが、国のほうの補助なり、いろんな支援制度をもらえるような体

制をつくるということでもって順次今その新規就農者と町のほうでもってお互いに計画をつくりながら、今年度中にその計画をまとめようというような段階には入ってございます。

○3番（真貝政昭君） 漁村ではあるけれども、漁組と農協を比べたときに農協の歴史のほうが長いというのがこの町の特徴なのです。いかに、戸数は少ないにしてもやはり農業というのは基幹にすべきものですから、ぜひそういう面での取り組み姿勢というのが大事だと思います。積丹の農家の赤井川に子供が入職した事例なのですけれども、国のそういう支援制度でばったしたものがないというのです。だから、今回古平で、面積的にはすごく少ないですよ。そういう方が利用するにしても、中途半端な満足のいかない制度が考えられるのです。どうしても長年そういう方を定着させるためには、近隣の様子を聞いていてもやっぱり町村独自の支援制度をつくって、そして赤井川のように何年後かに国の支援制度を使って、それを一定年数たったあたりで本格的に軌道に乗せるという着陸のさせ方をとるべきでないかという観点に立てば、やはり近隣町村のいろんな支援制度を研究する必要があるので、ぜひとも担当課で調査すべきでないかと思うのですが。

○産業課長（宮田誠市君） おっしゃるとおり、調査して、研究いたします。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○委員長（岩間修身君） 引き続き会議を再開いたします。

○9番（工藤澄男君） 119ページの負担金補助及び交付金の中で、有害鳥獣駆除対策の部分で免許取得があるのですけれども、この免許取得は何名くらいの方が免許を取得されたのでしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） 2名分の補助金です。

○9番（工藤澄男君） 次に、その下の畜産振興費の中の委託料で町営牧場内の道路樹木伐採委託料があるのですけれども、今実際にあそこ、牧場は何年も前から使っていませんし、植樹祭を奥でやっていたときはそういうのも必要なかなとは思ったのですけれども、今実際にたしか入り口は柵で塞いでいるような状態で、この道路の伐採するというのは、一番奥に水道の建物があるのですが、そこへ行くための伐採なのか、それともやはりこの牧場に関係した伐採なのかちょっとお願いします。

○産業課長（宮田誠市君） 知ってのとおり、牧場活用してございません。ということで、牧場のためにあるというわけではないのですが、その道路、このままにしておくとも当然全然入れなくなっていくので、ぎりぎりの予算の中で、少ない予算の中でもってあくまでも道路内の雑草木や支障木の除去や伐採、その程度のものでとりあえずいつでも入れるような状況の中で事業は進めてございます。

○9番（工藤澄男君） わかりました。

次に、125ページの水産振興費、その中のやはり負担金補助及び交付金の中のウニの種苗放流事業補助金とあるのですけれども、これは予算の説明書の中では後志産のウニ15万粒で買っているの

すけれども、実はきのうたまたま偶然なのですけれども、古平産のウニを浅海の方々がとりまして、そして去年までは積丹で種、ウニをつくってもらっていたのが失敗したみたいで、ことしはそれを知内のほうへ送ってやるということできのう何かとっていたのですけれども、これはこの事業とはまたまるっきり関係ないものなのですか。

○産業課長補佐（井本将義君） ただいまの工藤委員のご質問と今回の決算書に記載しております事業については、全く別のものがございます。

○9番（工藤澄男君） こっちは15万粒ということなのですけれども、例えば浅海、そしたら自分でやっているということなのですね。それで、どのくらいのを今まで、例えば積丹町に依頼していたときだとかってどの程度とれていたかわかりますか。

○産業課長補佐（井本将義君） 申しわけありませんが、把握してございませんでした。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款商工費、128ページから133ページまで質疑を許します。ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 133ページです。加工協の破綻の年にこういう工事請負費等、一定程度投資をして、そして再建というか、再スタートへの手助けをしていったのですけれども、人の面で加工協のたしか正職、臨職含めて20名ぐらいの規模の団体でしたけれども、再スタートさせて、漁組にいろいろと運営をお願いするなどして再スタートしているのですけれども、あそこで働いている人員というのが今どの程度の規模におさまっているのかわかりますか。

○産業課長（宮田誠市君） 質問がちょっとわからなかったのですが、あそこで働いている従業員のあそこというのはどこでしょうか。

（何事か言う者あり）

○産業課長（宮田誠市君） つまりは第2冷凍冷蔵庫で働いている職員ですよ。ということを行っていると思うのですが、常時いるのが2人多くても3人ぐらいだと認識しています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款土木費、134ページから143ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 137ページ、道路・橋りょう改良費、15節の工事請負費ですけれども、橋梁長寿命化修繕計画事業工事の請負費1,252万8,000円ほどありますけれども、これは町内にあります冷水橋の伸縮装置交換の部分だと思いますけれども、間違いはないですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 決算の説明書98ページに……

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（高野龍治君） 決算説明書です。この15節の部分はこのページの一番下に書かれております工事請負費1,252万8,000円、この部分でございまして、事業内容につきましては第2冷水橋の伸縮装置の交換ということでございます。

○8番（高野俊和君） それで、28年に入るとまた少し言われるかもしれませんが、これ28年も主桁塗装とか床版の防水工事とか引き続きあるのだと思います。載っていますので。それで、予定で見ますと、ここばかりでなくて、かなりあると思うのですけれども、全体の修繕費が橋8、点検25となっていて、全体計画が平成27年から36年までとなっています。これ全ての橋のことだと思うのですけれども、今私の聞きたいのは町内にあります冷水橋の橋の工事自体は、36年までの工程あるのですけれども、何年で終われるかわかりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 第2冷水橋に関しましては、今年度今工事しております。今年度で終了します。それ以降につきましては、一応今のところの予定ですが、29年が古平大橋、30年が清丘1号橋、31年が冷水橋、32年が清丘2号橋という形で計画は今後も続く予定でございます。

○8番（高野俊和君） 今重点的に聞きたかったのはうちの町内にある冷水橋のことだったので、冷水橋の、これ第2冷水橋だと思うのですけれども、これに関してはことしで終わると。そして、32年度の……31年度でしたっけ。冷水橋というのは、下のほうの橋のほうのことですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 冷水橋は、道道からB Gのほうに入るところのちょうど冷水川の角のところ、イトウさん宅あるあの場所が冷水橋でございます。

（何事か言う者あり）

○建設水道課長（高野龍治君） 今の予定ですね。

（「予定、予定」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（高野龍治君） 今の予定では31年の予定です。ただ、最近、今これ社会資本整備総合交付金という国の国庫補助金いただいて、事業やっているといるわけなのですが、補助金が満度つかないという状態がずっと続いているわけなのです。なので、今の予定ではそういう予定ですが、国のお金のつき方次第では後年次にずれる可能性もございます。

○9番（工藤澄男君） 134ページ、道路維持費のところ、道路清掃委託とあるのですけれども、これは例えば車道と歩道の縁石のそばにずっと草が生えているとか、そういうのもこの清掃の中に入っているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 道路清掃の委託料ということで、内容としては植樹ますに植栽を植えている冬囲いの設置、撤去、それと街路樹の剪定、それと道路清掃、それと路肩の草刈りということで、今おっしゃった縁石と舗装の間に草が生えているというところがかなり至るところにあるわけなのですが、全部をやる分は入っておりません。ただし、部分的にやっている箇所もありますけれども、今全部をやる状況のお金は入っておりません。

○9番（工藤澄男君） 道路清掃するついでに草を取りながら清掃ということは可能だと思うのです。うちの前は私目につけば取っているのですけれども、同じ町内でもよそのところまで行って取るだけの私も体に余裕ありませんので、あれですが、なるべく道路清掃するときに一回で取っておけば、しばらくまたたてば次の芽が出るまでは結構かかると思うので、そういうのもやっばり含めてこれからお願いしたいと思います。それはそれで、まずよろしいです。

その次に中央下の工事請負費の中で中央通りの縦断管の側溝改良工事なのですが、これ毎年何十メートルなのかな、少しずつ舗装をかけて何かやっていますけれども、ことしのたしか予算に中央通りオーバーレイするという話があったのですが、それにあわせて一緒に全部側溝の部分もできるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） これから10月上旬に中央通りのオーバーレイの工事の発注を予定しております。それにあわせてやれるかどうかちょっと別にしまして、今年度も、去年は2条通りから2条小路のほうまでやっておりますので、その下側というか、昔の農協側のほうにおりる形で事業は予定されております。

○5番（寶福勝哉君） LED防犯灯設置工事の進捗状況……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○5番（寶福勝哉君） 失礼しました。135ページです。の15節、LED防犯灯設置工事の進捗状況、わかりましたら教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） このLEDの防犯灯の工事に関しましては、平成25年度から行ってきたおりまして、25年度に59カ所、それと平成26年度に39カ所、それと平成27年度、昨年には44カ所防犯灯、裸電球のものとかちょっと小さな電柱についている防犯灯、これらをLED化していくということで、今の言った3カ年で、今までは3カ年です。3カ年で施工してきております。それで、一応は今年度、平成28年度をもって防犯灯のほうはほぼ取りかえが終わる予定でございます。

○2番（堀 清君） ページ数が139ページ。河川のまず維持費ということなのですが、ここなのですが、75万4,000円くらい決算になっているのですが、これほどこの河川の維持をしたのかちょっと教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 平成27年度につきましては、丸山川の河床清掃、それと丸山川の川沿いにつけている防護策の取り外し、設置、その部分でございます。

○2番（堀 清君） 当町にも小さい川からでっかい川たくさんあるといえばあるのですが、そういう中で結構盆くらいまでにやっぴりなると、要するに雑草等々が大分でっかくなっている、ことしも台風等々が発生した状態の中で、ことしの場合は幸いにして降雨量もさほどでなかったのですが、例えば道管理の河川だとか町管理の河川だとかあるのですが、結果的にはやっぱり草刈り等々が結構なというか、適期にできないので、やっぱりそうやって台風時期だとかかなれば川の近辺の方がすごく要するにびびるというか、心配しているのです。だから、そういう面ではこの草刈り等々も数年の要するに事業の中に組み込みながらやっていかないと、結構従来までは近隣の方だとかが草刈りしていたのが大概やっぱりできなくなっている現状ですので、自分も多少はそういう面では草刈りくらいはということで大分協力もしているのですが、どうしてもだめなところというのはやっぱり町自体のほうでやらないとだめだと思うのですが、現場の調査等々やりながら次年度からそこら辺を実行してもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

（「決算で、まだ」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（高野龍治君） 河川の草刈りの関係は、草の生える時期がちょうど古平でもウニとりをしている6月から8月の時期、そういった時期に重なるわけでございます、河川に関しては。それで、当然川の中入ると、川濁ると。草だけというわけにはいかないの、作業員も入りますし、重機も下手すれば入るかもしれない。そういった状況の中で、私維持も担当したこともございませぬけれども、漁組のほうから海を濁すなという苦情とかもかなり受けておりました。そういったことから、川の中につきましては一番草の生える6月から8月、ここについては現状でほとんど草刈りをしていないというのが現状なのです。今度9月からになりますとシャケのシーズンになると。そしたら、また海が濁るのだと。また漁組のほうから苦情なりが入るわけなのです。だから、川いじれる時期が限られた時期しかちょっといじられないものですから、ことしの川の工事、予定しているところあるのですけれども、今現状でまだ発注できていない状況であります。それで、川の土砂上げ、そういったものは冬期間にやらざるを得ないというような状況で今現在は動いております。

○2番（堀 清君） そこら辺漁組さんの対応もわからないではないですけれども、結果的にはそのものが災害にやっぱり、可能性として、現在の今の災害というのは想定できない災害ばかりだから、結果的には備えあれば憂いなしと、やっぱりそこら辺までやっていかないとだめだと思っております。だから、結果的にはそこら辺の現場がどうしてもだめだというようなこだわりも、私のほうから何か言ってやりたいとは私は思うのですけれども、やっぱりそれは全然考え違いだと思っております。確かに例えば期間、10日なら10日、決めて実施するだとか、やっぱりそれは何せやり方というのはいろんな形の中でできると思うので、そこら辺考えながらやってもらいたいと思うのですけれども。

○建設水道課長（高野龍治君） ことしに関しては、時期がこういった時期になってしまいましたので、草刈りはもう当然やりませぬけれども、土砂上げに関しては冬期間やる予定しております。ただ、草刈りに関しては漁組さんとの話し合いもこれからしていかなければだめかもしれませんが、できる状況であればしていきたいなど。ただ、冬期間のうちに土砂さえ上げておけば、少し草生えるでしょうけれども、河床そのものに影響を与えるだけ、土砂とってしまえばないと思っておりますので、できるだけやれるものはやっぱりいこうと思っておりますけれども、ことしに関しましてはそういった形で冬期間やる予定をしております。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時18分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8款土木費、134ページから143ページまで質疑を許します。

○1番（木村輔宏君） 141ページの公営住宅入居敷金還付金とありますよね。これってよく住宅から出るときに返すものなのでしょうけれども、意外と入っている人が壊してと言うとおかしいけれども、傷んで、その後結構違う人が入るときに改修しているようなのです。これというのは、そっくり返

すのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 基本的には全額返しております。ただし、退去するとき住宅料滞納しているとか、そういったときは一回返した後に納めてもらうようにしております。あと、修繕の関係なのですが、大体10年単位とか、そういった形で長く入居されている方がほとんどでございまして、そういった場合は経年劣化で壊れたりなんだりというのは当然あることなので、よほど故意に壊したようなものが見受けられない限りは修繕は町のほうで対応しております。

○1番（木村輔宏君） 例えば住宅に入っている方もお金を払っていないという方々に対してもそっくり返すのですか。

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時21分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） 滞納している方に対しても一時返します。というのは、敷金を返したということがここで相殺してしまうとわけわからなくなってしまいますので、現金でお渡しはしないのですけれども、持っているのですが、一応返しましたよというような形をとって、滞納している場合はそのままそっくり家賃を回収しております。

○3番（真貝政昭君） 137ページの除雪機械です。今町の除雪機械3台は、どこに保管されていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 保管場所につきましては、会館の車庫ある横のあたりに3台とも保管しております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、やっぱり野ざらしというか、屋根なしの部分で置いてあると。他町村の実態は屋根つきで、大事にされているとお見受けしているのですけれども、古平町だけがこういう状態というのは大事にするあれからいけばちょっとねという状況なのですけれども、これからはそういう方針なのです。事業評価やっているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 現段階に関しましては、野ざらしの状態で置かざるを得ない状態です。というのも、車庫建てるにしても、あれだけの重機の大きさなので、当然それなりの大きさの必要な倉庫が必要となります。そうすると、それをどこにつくるかということになれば、当然役所の近くということを考えますとこの辺に、この文化会館のあたりかなとしか今思えないのですけれども、この会館から役場の敷地にかけては当然今後庁舎の建てかえなど、あと文化会館の建てかえなどさまざま計画立てていかなければならない状況だと思いますので、今建てるのか建てないのかと言われてもその辺の関連もありますので、その辺と調整とりながら、建てて、保管していかなければならないものであればそういった検討も必要かと思われま。

○3番（真貝政昭君） 大事にすることはイコール長もちさせることなので、経費を節約するとい

う上でも大事なので、ほったらかしておいた今までの課題を早期に解決するということが求められているのではないのでしょうか。

次伺いますけれども、同じページで橋梁の長寿命化が行われております。それで、国道もこの方向で長寿命化というのはやられているのですけれども、耐震性の点からいうと例えば古平町の防災計画では大きい直下型が来れば、震度6弱が想定されておりますけれども、それに耐え得る長寿命化という内容なのではないのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 橋梁の長寿命化修繕計画に関しては、あくまでも今まで使ってきた橋梁が経年劣化で傷んできていると、そういったことから、修繕をして、使用期間を長くするというものがメインでございまして、耐震化という工事はこの中には含まれていなかったというふうに記憶しております。記憶が定かでないでございませぬので、間違っていたら改めてちょっと訂正したいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 国道の長寿命化を見ますと、どうも耐震性を考えた落橋しないような細工もされているような気もするのですけれども、国道については年数もたっているのです、かけかえを国に対して要望しているのですけれども、そこら辺の町の守備範囲の橋梁について確認をお願いしたいなど。例えば中学校にしても冷水川に何本も橋がかかっておりますので、大きな地震が来たときにかかっているのかどうかというのが避難路として確保として問題になりますので、そこら辺の確認をお願いしたいと思っております。

次に、141ページになります。清川団地が平成27年に建てかえになりましたけれども、ここの地盤調査も簡便なスウェーデン式の地盤調査をやられているのかなど。別にくいを打った風もないし、平家ですので、沖集会所と同じ考え方なのかなど。ことしも1棟建設中ですが、同じかなど。ただ、来年の2階建てRCづくりのこれについてはちょっと平家とは違うので、木造ではないので、これについて地盤調査をことしやっていると申すのですけれども、その方式についてあわせて伺います。

○建設水道課長（高野龍治君） 平成27年度、そして今年度建てている1棟4戸の平家建ての住宅に関しましては、スウェーデン式の調査でございませぬ。来年度建てる予定のRC造の2階建て、予定しているわけなのですが、地質調査に関しましてはボーリング調査、標準貫入試験というものを実施しまして、N値というものが算出される調査をいたします。

○3番（真貝政昭君） それから、今継続して建設されている清川団地なのではないかと思うのですが、従来清住でも同じことが求められていたのではないかと思うのですが、団地内公園といいますか、一定部分公園的なものを確保しなければならないという縛りがあったのではないかと思うのですが、ちょっと最初平家で全部清川についてはやられる予定が、その絵図面というのは記憶にないのですけれども、団地内の公園確保という点ではどのような工程をくぐっていくのでしょうか。計画されているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今の清川団地につきましては昨年、27年に1棟、それと今年度にまた平家1棟で、来年度に1棟8戸のRC造の住宅を建てて、あの敷地は全ていっぱいいっぱいな状態になります。なので、同一場所については公園は当然つくるスペースはございませぬ。それと、

その向かい側に5棟だかたしかまだ住宅建っていたと思うのですが、そこに関しましては全部解体する予定でございますけれども、その場所についてもすぐ川が迫っている状況だと、そういったこともございますし、敷地的にも当然狭いということから、当面というか、公園は今のところつくる予定なく、きよおか公園を利用してもらおうという形になろうと思います。

○3番（真貝政昭君） 特に幼児、子供、野放しできない子たちを持っている家庭ですと、住宅に近いところにそういう遊べるようなところ、または自由に動けるところを設けるべきと。橋を渡ってきよおか公園に行くというのはちょっと親からすると不安材料になるということで、せっかくつくる機会ですので、それと道路を挟んだ川側のほう、少ないとはいえ河川敷を含めてそれなりの広さがありますので、当面は雪の堆雪場という考え方もありましようけれども、やはり小さい子供や年寄りが安らげる空間、そういうのを考えるべきではないかと思うのです。

それと、もう一つ、それはいいです。同じページです。清川団地の建築に際しての工事監理料が324万計上されて、支出されているのですけれども、設計、施工になって、施工の段階で工事監理するのですけれども、通常は役場か、あるいは設計事務所の工事監理というふうに現場管理されていくのでしょうか、そのようになっていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、工事発注するに当たって、建築工事で申しますと業者と工事契約します。そして、同時に役場担当職員の監督員通知と。役場の担当者、今でいえば建築の担当になりますけれども、その職員を監督員という形で業者に通知します。ただし、建築工事の場合に関しましては、さまざま役場の職員だけで対応し切れない図面の修正、細かいところの修正も当然ありますし、調整もございますし、そういった業務を職員一人で今担当している状況にありますので、手詰まりになっているという状況もございまして、設計会社を選定しまして、入札して、設計会社にこの工事監理業務委託というものを出して、職員で手に負えないところを手伝ってもらっているといったものがこの工事監理委託料というものでございます。

○3番（真貝政昭君） 確認をしたかったのは、全て町職員でやれということではなくて、以前他自治体でのことでしたけれども、工事業者が工事監理をするということがありまして、おかしいのではないかとということがあって、確認した次第です。ちなみに、今の方式に賛成するものなのですか、工事監理についても入札を行っているわけですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この清川団地建てかえ工事監理業務委託、これは入札を行っております。

○3番（真貝政昭君） 上段のほうに移りますけれども、公営住宅の部分がありますので、伺いますけれども、ちなみに建設課の守備範囲は従来の高校の公営住宅を除いた町営住宅が守備範囲でしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今の件に関しましては、古平高校が廃校になって、その後町のほうに無償でいただいた住宅に関しましては総務の所管で管理しております。あくまでも建設課で所管している分は、公営住宅の部分だけでございます。

○3番（真貝政昭君） 町営住宅に初めて入居したいという申し込みの段階で保証人を2人必要とする規定がありますよね。今まで何人もの方から1人は確保できたけれども、2人目はなかなかと

ということで、それで町の担当から昔から議員は控えてくれと申し伝えられているので、お断りしているのですけれども、それでもいろんな役職の方から断られて困っているというのがありました。それで、前にご住職もそういう経験をされたことがあって、この公営住宅に入居するのに保証人を2人つけるというのは日本独特の決まりみたいなものがある、その一例ですけれども、寝たきりの父親の名前を使って提出したことがあるのです。形だけのものであるならば考え直すべきでないかと、この保証人制度を。そういう事例というのはあるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 現状では2名ということになっております。確かに中には2名ならいないのだよねと言ってくる人もおりますが、今の現状では2名というふうになっておりますので、何とか2名、もう一人見つけてくださいというようなお願いして、今は対応しております。ただ、そういった事例がたくさん今後出てくるようであれば、他町村の状況もちょっと聞きながら改めるものは改めなければならないというふうにはちょっと考えておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 町民が減っている状況で、呼び込むのであれば町長が保証人になってあげて、迎え入れるくらいの形をつくってほしいと思うのです。

次に伺います。143ページの住宅リフォームなのですが、民間アパートを建てた場合が1,000万、それから住宅リフォームの予算600万で、1,600万当初予算で掲げて、結局民間アパートの可能性がなくなって、それで600万のうちの半分以下の約270万が実績として残ったのですけれども、平成28年9月時点でリフォームが補正されて668万7,000円にふえて、そして住宅取得支援補助金もプラス補正されて、550万と上り調子みたいな形なのですが、原因は何か……消費税が10%になるという前提でこういう動きがあったのか、それともこの違いは何なのかというところなのですが、どういうふうに分析しているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、平成27年度に予定しておりました定住促進共同住宅建設補助金1,000万、予算には計上しましたが、予定、一応建てれるよと確約してくれたわけなのですが、建てれるであろう業者さんが事情によりましてこの共同住宅建設できなくなったということで27年度は最終的に予算から落としております。それで、27年度のリフォームにつきましては、昨年までは町内業者に限られていたわけですが、このリフォームを使う、リフォームの補助を受けれるのは、ただし、今年度からはまち・ひと・しごとの関係、総合戦略の関係でもそうですし、定住支援ということで町外業者であってもこのリフォーム補助を受けれますよといったことで拡充したのが今年度は伸びている要因だと。それとさらに、今年度また定住促進共同住宅建設費補助金の関係は、去年の補助率よりアップしております。そういったことでことし新たな業者さんがこの補助金を使ってアパート建ててくれたといったことが、どちらも補助制度の拡充で伸びているといったものと分析しております。

○3番（真貝政昭君） もっと拡充するとさらに伸びるという可能性はありますか。

○建設水道課長（高野龍治君） ないと言えようそになりますので、あるとは思いますが、何から何まで公費で見てやるというのはちょっとどうなのかなと思われま。

○3番（真貝政昭君） 耐震改修計画もありますので、そういう観点からも検討いただければなと

いうふうに思っています。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款消防費、144ページから147ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 145ページに一番下のほうに沖町の住民センターの非常用電源というのがあります。役場も非常用電源設置して、小学校もありますし、今やられようとしている放射線防護施設も非常用電源用意しますよね。中学校やほかの施設のこの非常用電源の設置状況というのはどこが把握しているのでしょうか。どの程度公共施設にこのような非常用電源が整備されているのでしょうか。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま非常用電源につきましては古平小学校、それと沖住民センター、それと古平町役場本庁舎だけでございます。明和集会所のほうも検討中でございます。

○3番（真貝政昭君） 非常用ですので、非常時の場合に必要だということなのですが、町立診療所になった海のまちクリニックだとか、そのような施設、夜なんかでも真っ暗になりますと元気プラザとか公的な施設、明かりがなければちょっと混乱しますので、そういうところはまだないということなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 私が所管している部分のお話をさせていただきますと、まずほほえみくらす、こちらについてはほほえみくらす本体のほうに非常電源、発電機用意してございます。それで、災害があったと同時に人の集まる場所の明かり、辛うじて明かりを確保できるのと厨房で炊飯程度できるくらいの電源は確保してあります。それと、体育館のほうももともと旧高校時代からあった非常用発電機、そちらもそのまま残しております。それから、地域福祉センター、こちらには固定のものはございませんが、ほんのちょっとの携帯用の発電機は配備してあります。それと、元気プラザ、こちらについてはボイラーを動かす程度の非常用発電機は用意してございます。診療所については、もともとついてございません。今後の検討課題になっていくかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 地域別に見たら避難場所になっている温泉施設だとか幼児センターだとか、そこはちょっと課題がこの点ではあるということですね。

それと、今回の小学校の防護施設の非常用電源は6日間だかもつくらいの燃料だと思うのですが、そういう工事がされるみたいですが、やはりこれを誰が動かすかだとかいろいろと疑問が残りますので、ぜひとも洗い出し必要ではないかというふうに思っています。

次です。防災無線の関係ですが、防災無線の室内の、それから屋外のアンテナの設置だとか断られた方が当初いましたよね。あれが今どのようになっているかわかりますか。設置を拒否されている方の数です。

○企画課長（細川正善君） 当初設置を断ってきた方はそのままであります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款教育費、148ページから173ページまで質疑を許します。ごさいませんか。

○8番（高野俊和君） 153ページのスクールバスの運行業務委託料なのですけれども、これ大したあれではないのですけれども、これスクールバスの2に古平牧場から文化会館前と1日7便3往復と書いてあるのですけれども、平日にも運行、住民も利用しているということなのですけれども、ここに利用者申請児童8人と書いていますのですけれども、これ大人でも利用する人は利用申請の児童になるのですか。あと、8人いないのだろうと思うのですけれども、ここで見ると申請児童8人と書いていますのですけれども、これ大人もですか。

○教育次長（和泉康子君） スクールバス2なのですけれども、こちらの申請児童8名というのは基本的には現在は畑方面と曙地区に住んでいる1年生から3年生までの子供の人数がスクールバスに載りたいということで独自の定期券を出しております。そして、このスクール2のバスはコミュニティバスの色合いも兼ねていますので、住民誰でもこの時間に乗り合わせてもいいですよということでコミュニティバスイコールスクールバスという形で運行しております。

○8番（高野俊和君） これ基本畑のほうの一般の方も利用しているのは何となくわかっていますけれども、スクールバスですけれども、1日3往復半、7便って学校行くときと帰るときと、あといつ往復しているのですか、これ。

○教育次長（和泉康子君） 今の畑方面のスクールバスの2ということに関しましては、まず古平牧場から朝、登校用です。7時40分から文化会館まで元気プラザ経由です。それで、帰りが1時半に文化会館から元気プラザを経由して、古平牧場まで。また今度畑方面から折り返しまして、1時50分、それをまた文化会館で折り返すのが放課後の2便としてありますので、それが3回繰り返しますので、7便という形になります。3往復片道終了ということで7便運行しております。

○8番（高野俊和君） これ畑方面に昼からとか出るときには一般の人で利用する人もこの会館の前に集まってくる、そういう感じですか。

○教育次長（和泉康子君） それぞれ牧場、明和集会所、神社、カーサポートOG、元気プラザ、これ病院の関係です。それと、浜町バス停、文化会館という停留所決まっていますので、それぞれの、皆さんに年に1回、大きな、今回は色刷りの配っていますので、載る方はその停留所と時間を見合わせて乗車していただくという形になっております。

○8番（高野俊和君） 曙の公園のほうもこのバス利用しているというのは全然わからなかったです。わかりました。

それと次に、もう一点なのですけれども、155ページの特別支援教育支援員の賃金載っていますけれども、これ27年度の予算のときに100万円以上上がっていたので、ちょっと教育長に聞いたのですけれども、2人のところ3人にして、中身を濃くしているという答弁だったと思うのですけれども、これは増員の教員というのは別採用するのですでしたっけ、それとも内部から調整するのですでしたでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） まず、学校の教員なのですが、基本的に道職員で、道から給料出ている職員と、今回こちらの町費で載っている特別支援というのは町の施策の一部として、本来であれ

ば40名以下の場合、1クラスですが、まず習熟度別ということで1、2年に関しては最初の時期に基礎をしっかりとということで援助員が欲しいという学校からの申し入れもありましたので、1名配置しております。それと、今特別支援クラスのほうが3クラス、去年に関しては2クラスなのですが、そちらのほうも人数も若干ふえましたので、26年、普通クラスと特別支援の各1名の2名だったのですが、27年度については特別支援対応が2名と1、2年の補助員として1名で、実際には4名いたのですけれども、実働は3名ということの賃金になっております。

○8番（高野俊和君） 素人考えで感じますと、特学というのは指導する先生1人に生徒が1人か2人ぐらいですから、本来普通の学級より中身は濃くなっているのではないかというふうに素人考えでは思うのですけれども、今聞きますと分野別とかいろいろあるのでしょうかけれども、これ予算ちょっと見なかったのですけれども、27年度の状況で28年もいくのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） 27年度に関しましては、特別支援学級の児童が1名ふえて、4名となっております。今年度の28年度についても学級数はふえましたけれども、人数は1名かな。ただ、虚弱とか知的、情緒という3種類の3クラスになっていきますので、それぞれ対応が違うということで2名の特別支援員、あと1年生のクラスに1名ということで、28年は27年度と同程度の配置をしております。

○2番（堀 清君） 給食のことでちょっと聞きたいのですけれども……161ページ、給食とありますから、それでいいのですけれども、現在今小学校、中学校と給食提供しているのですけれども、その中で当然やっぱり完食といった形にはなかなかならないと私は思うのですけれども、その献立によっては例えば残量だとかというような形の調査だとかはやったことあるのですか。

○教育次長（和泉康子君） 給食を食べた後の生徒がどれだけ残したかということですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育次長（和泉康子君） ちょっと今数字は持っていないのですけれども、栄養士のほうで定期的にクラスのほうに入って、給食の食べ方だとかの指導するほかに、期間を決めて残ったものを確認しております。それと、給食センターのほうにも残飯というか、温食の入れ物に残したものが残ってきますので、その量見まして、今の栄養士が量だとか食べるものを調整しているので、そんなに量は残っていないと認識しております。逆に栄養計算もかなり緻密にされているので、中学生ではちょっと足りないぐらいだというような意見もありますが、栄養管理と量のバランスとしては食育の分でもいい給食が出ているものと認識しております。

○2番（堀 清君） 地場の産物の提供ということで毎年例えば米だとか魚介類だとかやっていると思うのですけれども、昨年場合はどれとどれをやったのかちょっと報告してください。

○教育次長（和泉康子君） まず、27年の話なのですが、26年度については4回地場産の食材を使って、イカ、エビ、シャケやタラを使って4回給食が出されています。27年度につきましては、品目としては36品目、野菜からイカ、タコを含めまして、回数も同じ36回給食のほうに地場産のものを入れていきます。また、お米に関しましては昨年かな、古平町の5軒の農家と玄米提供をいただきまして、新おたる農協の仁木のほうなのですけれども、玄米の回収から精米まで管理する契約をしまして、使う都度仁木の農協のほうから精米して届けていただいているということで、今回も

また契約を更新したところであります。

○2番(堀 清君) まず、そういう中で提供している中で生徒さんの反応というのをちょっと聞きたいのですけれども、全部でなくて結構ですので、3品くらい抜粋して、ちょっとお知らせください。

○教育次長(和泉康子君) 済みません。ちょっと……

(何事か言う者あり)

○教育次長(和泉康子君) カレイの空揚げだとかは骨とかの処理は多少してはいますけれども、自分たちが地元でとれたものを骨を多少取りながら試食するというところで、これがどこでとれたものかというのは伝えているので、ちょっと実感あって食べれたと思うのですけれども、味に関してうちのほうでも調査とかはしていないのですが、栄養士のほうで通常出すだけではなく、ビュッフェ方式にしたりだとか、ちょっと工夫をしながら、説明も交えながらというのを年数回していますので、給食の委員会のほうも毎年評価しながら、できるだけ地場産のものは出したいと思うのですが、ちょっと食材の確保だとか今後給食費の見直しもしていかなければいけないので、この回数をどれだけふやせるかはわかりませんが、なるべく取り入れるようにしたいという方向で栄養士のほうも考えておりますので、よろしくをお願いします。

○2番(堀 清君) 最後になるのですけれども、おとといくらいから地場の米の刈り取りが開始になっています。そういう中で玄米になって出てくるというのはなぜか大体10日くらい後にあれて、最終的には町側のほうには10月の中旬程度になると出荷できると思うのですけれども、そういう中でせっかくとれた新米ですので、段取りでき次第、とりあえず全部提供するのではなくて、1回でいいですから、その新米がとれたのだよという形の中で子供さん方に早急に提供してやってほしいと。答弁いいです。

○委員長(岩間修身君) 質疑の途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時17分

○委員長(岩間修身君) 引き続き会議を再開いたします。

10款教育費、148ページから173ページまで質疑を許します。

○7番(山口明生君) 153ページの小学校の光熱水費について関連したことでお聞きしたいのですが、光熱水費、単純に1,200万強かかっておりまして、157ページの中学校のほうを見ますと260万弱ということで、単純にこの数字だけ見ると4倍強の光熱水費かかっています。建物の築年数や構造規模、あと設備機器の問題等とあると思うので、単純にこの光熱水費だけで比較するのはどうかと思うのですが、ただ現実として小学校、非常に暖かいし、明るいですよね。中学校は、それに比較すると暗くて、非常に寒いです。この修学環境の違い、格差はいかかなものなのかなというふうに感じているのですが、どうお考えかお聞きしたいです。

○教育次長(和泉康子君) まず、小学校費の光熱水費の話なのですが、その上3つ目見ていただ

きたいのですが、燃料費が2万円ということで、こちらは小学校のほうは燃料費がガソリン代だけとなっています。というのは、オール電化ということで電気代と下水道、上水道代がこの光熱費に入っているわけですが、まず電気代としてはこれ冬場の暖房も含んでいます。中学校のほうは、こちらが重油と灯油というものがありますので、光熱水費、電気代と水道代は安いのですが、燃料費のほうで200万円ほど出ておりますので、まず暖房の違いということで押さえていただければと思います。

○7番（山口明生君） それは単純にこれを見て、今の説明でわかるのですが、現実問題として暖かい所と寒い所、特に小学校はたまに行くとき暑いと感じることがあるくらい恵まれているというか、手厚いというか、非常に有意義な環境と言える割に中学校は非常に寒いのです。そこら辺はどのように考えておられるかちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○教育次長（和泉康子君） 今小学校のほうに対してか中学校のほうで回答すればいいのかちょっとあれなのですが、まず小学校のほうの暖房としては電気のほかに体育館のほうは地下熱を利用した暖も多少冬場のほうは使っております。それで、暖かいといっても節電していないわけではなくて、25年には、建てて早々だったのですけれども、85万2,000キロワット使っております、翌年が73万8,000円ということで11万ほど電気の量、使用量減っています。また、27年度につきましては7万4,000キロワットということで、26年度よりも3万4,000キロワット減っていますので、節電しつつも地下熱を利用したのとうまくかみ合っているものなのか、節約していないわけではないのですけれども、環境が整っているということで解釈していただきたいのですが、中学校のほうについては今回の建設事業のほうに教室のほうの暖房を取りかえてほしいような意見は上がってきているのですけれども、来年です。今実施設計していますが、今後壁だとか体育館の手直しする予定もありますので、長い目を見て、5年、10年のスパンで必要な修繕なり、工事というのをちょっと洗い出してから改善していける部分はしていきたいなと思っております。

○7番（山口明生君） 説明よくわかりました。長い目を見てということですので、そこはいたし方ないかなというふうには思うのですが、ただ中学校、会議なんかがあって、校長室の隣の会議室なんかを使うことも多いのですけれども、結局ポータブルのストーブを使って暖めないとしても会議ができないぐらい寒いです。校長先生等とも話をして、非常に厳しい状況だと。それは教室だけではなくて、やっぱりホールとか体育館も非常に寒いので、そういった冷気が流れ込んでくるということもあつたりするようですので、子供たちにとってもやっぱりちょっと厳しい環境かなと正直思うところもありますので、今後の改善期待するところです。

以上です。終わります。

○3番（真貝政昭君） 今の暖房の件での比較なのですけれども、山口委員のおっしゃっている中学校のホールもどこも寒いというのは、あそこもたしか床暖できているはずなので、とめている可能性ありますよね。それをきちんと稼働させると当初狙っていた設計どおりの暖かさが確保できるので、そこら辺を確認する必要があるのではないかと思います。もしとめているとして、節約本能といいますか、それが働いているとしたら、たしか不凍液の循環型でやっているはずなので、その不凍液の交換だとか、そういう交換状況がどのようになっているかという点検も含めてもう一度洗い

出しをする必要があるのではないかと。それから、設備更新のお話がありましたけれども、やはり暖かい環境で、小学校がそういう恵まれた環境でやっていますから、中学校行ったら寒いだとか、そういうことのないようにすべきでないかとも思うのです。それと、だから今よりもかかって当然でないかという感じで中学校の場合は受けとめています。

それにしましても、小学校の電力なのですけれども、やっぱり改築当時のランニングコストの年額でオール電化か灯油プラスLPGという比較がありましたけれども、これが多少オール電化のほうが安いという結論が出されたのですけれども、700万弱で議会に示されているのです。それが多少の誤差はあっても1,000万を超える風になったということは、これは設計会社か、あるいは設計会社がどこかに委託したところの計算ミスか何かでやはり判断を誤る材料になってしまったという気がするのです。その点はどうなのでしょう。もし責任があるとすれば設計会社なのかというふうに思うのですけれども。

○教育次長（和泉康子君） ランニングコストのときに700万ということで、給食センターの電気代等々も今まで質問あったり、回答したりしているのですけれども、単純に今回使用量電力、これは年々減ってきているということで、たまたま今回電気代だけで1,170万円かかっていますが、これを、ちょっと乱暴なのですけれども、キロワット1キロ当たり幾らか出して割り返すと、もし25年度の単価で今回の使用量であれば910万円程度でおさまっている感じなのです。なので、そもそもの値上げが26%だとか14%だということがなく、25年度の単価で27年度の使用量であれば900万程度なのかなということで、ちょっと計算は乱暴なのですけれども、トータルの量と総合計を1キロ当たり幾らという計算をしてみたら900万程度でおさまったのかなというような分析はしていますが、何しろ灯油代にしろ、電気代にしろ値上がりの分は予測をつかなかった部分ですので、今後も、年々減ってきていますので、もう4年目、5年目になりますから、今年度、28年度でどのぐらいの使用量になるかということも押さえて、またちょっと分析してみたいなと思っています。

○3番（真貝政昭君） 乱暴な見解でとりあえずはおさめておいて、これでスタートしているわけですから、極端に節約すれだとか、そういう考え方ではなくて、よりよい方向で学習環境を保っていくという方向で節約の面を考えていただきたいなと思います。

それで、次伺いますけれども、就学援助の関係ですけれども、平成27年度で小中の実績、人数です。それと、小中においての割合です。受けられた方の割合なのですけれども、どういう状況になっていますか。

○教育次長（和泉康子君） まず、27年度の実績としましては、小学校からいきます。児童数100、そのうち特別支援学級が4名おりましたが、要保護者、これ生活保護の方です。これが2名、準要保護該当が35名、特別支援の保護が3名ということで計40名、認定率は40%になります。この中に当初申請ではなくて、本来該当にならないのですが、お父さんの体調不良で職をちょっと休職したということで1名12月に追加していますので、それを入れまして児童数100に対して40名、受給率は40%となっております。

続きまして、中学校ですが、生徒数が52名、こちらは特別支援学級の子はおりませんでした。要保護、生活保護の方はおりません。準要保護が11名ということで、52名に対して11名の認定という

ことで受給率は21.15%となっております。

○3番（真貝政昭君） 中学校の場合ですけれども、ページ数でいくと161ページになりますけれども、小学校の卒業式ではほとんどの男子生徒が学生服になったように思います。女子も学生服なのです。かばんも中学生用ということで買いかえる時期なのでしょうけれども、皆さん男女それぞれ大体どれくらいの費用がかかるものでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） 済みません。私数十年前に買ったので、今の単価わからないのですが、最低でも入学準備として四、五万はかかるのではないかなと思われま。

○3番（真貝政昭君） 中学校に入る前の入学準備金みたいなのは、古平町の修学援助ではどのように見ているのですか。

○教育次長（和泉康子君） 小学校と違って、中学生は準備するものが多いということなのですが、就学援助の申請と認定までに時間がかかりますので、1年生に特別新入学の学用品費の支給を認定前にすることはできないため、昨年につきましては5月に入ってからからの支給となっております。

○3番（真貝政昭君） ここでいえば新入学生徒学用品費の中にそういう支度金みたいのが入っているわけですか。入っていないのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） 回答になるかどうかわかりませんが、この新入学児童生徒学用品というのは小学校1年生と中学生ですが、金額として中学生は2万3,550円ということなので、その範囲で支給となっております。

○3番（真貝政昭君） 中学新入学生は、新1年生はこの学用品を入れるかばん、それから学生服、そのほかに必要なものというのはどのように計算されているのですか。

○教育次長（和泉康子君） 済みません。町で定めた2万3,550円の算定基礎金を持ってきていないのですが、今真貝委員言われたほかに、指定のジャージだとか中で履く上履き、教科書は無償です。そこは最低かばん、制服のほかにジャージと上履き、外履きというのが必要になるかと思いません。

○3番（真貝政昭君） それらは個人負担なのですか。ジャージ、上履き、教科書。

○教育次長（和泉康子君） 全て個人負担となっております。教科書は無償です。

○3番（真貝政昭君） 学生服や指定ジャージ、上履きと含めて四、五万かかるということなのですか。

○教育次長（和泉康子君） 先ほどは、普通学のかばんは規制された青いショルダーバッグのようなものだったのですが、今は自由ということで3,000円から何万するものまであると思います。あと、最低必要なのは学生服をどういう形でそろえるかということだと思います。先ほどの5万程度というのにはジャージと上履きのほうは想定していない金額ですので、トータルすると7万円程度かかるようです。

○3番（真貝政昭君） そしたら、古平町独自の金額がこの1人当たり2万幾らという額になるのでしょうか。ほかの町村と足並みをそろえてやっているような額なのでしょうか。実際の親の負担としては半額にもならないような額なのですかけれども、これでよしとやっているのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） 今直接補助金が入るのは特別支援の子の保護の分だけで、あとは町の

一般の財源のほうでやっております、そもそもこの2万3,550円というのはもともと国の制度であったときの基準額が今現在もそのまま来ております、他町村、ちょっと聞いてみましたけれども、大体同じような形で引き継いでいるというふうに伺っています。

○3番（真貝政昭君） 北後志では余市町が4月の新入学前の前年度内の入学支度金みたいな形で支給を平成28年度からやるというふうに伺っていました。小樽市ももう既にやられていませんでした。そしたら、後志では、北後志というか、その1町村だけというふうになるのでしょうか。どのように把握していますか。

○教育長（成田昭彦君） 私ども教育者会議である余市町についても28年度から実施するということは余市の教育長からも伺っておりません。それから、小樽市につきましても前の上林教育長が3月に支給する方向で考えたいということで前に新聞に出ていましたけれども、これについても実施されておりません。その方向では考えていきたいということなのですけれども、先日小樽市の次長さんと話ししていても、なかなかいろんな問題がありまして、その辺をクリアして、そういった方向で考えていきたいということで返事いただいておりますので、これからそういったものを参考にしながら、私どももそういう形で可能であればそういった形で進めていきたいと思っております。前に真貝委員さんから東京、板橋区の場合は仮申請でやって、4月に入ってから清算するみたいなことだったのですけれども、なかなか後で聞きましたらちょっといろんな問題あるようなものから、その辺の解決ができるのであれば、真貝委員おっしゃるように、やはり入学前に取りそろえるのが筋でしょうから、もし可能であればそういった方向で進めていきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 漸進的な回答、答弁なので、期待しています。古平町が率先してモデルを示してやれば、みんな倣うのではないかと思います。実際にかかる費用の3分の1くらいでしょう。だから、親にとってはこたえているものですから、いただけるものであればかかるときに出してあげれば本当に助かると思うのです。支給の額も含めて改善の余地があるのではないかとこのように思っています。

次に行きます。社会教育、社会体育関係の助成金の件が165ページにありますけれども、昔から言われているのは予算があるために新しい団体ができれば取り分が少なくなると。分かち合うものですから。なかなか新しい団体をつくる、迎え入れるというような順調な形にはなりにくいという問題があるのです。この件については、やはり限られた予算内で分け合うということではなくて、何か別な新しい団体がつくりやすいような形が検討されるべきではないかというふうに思うのですけれども、そういう検討はされてきているのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） 社会教育団体の助成金と体育連盟からさらに配分される分と少年団スポーツから各団体に配分される分とそれぞれあるのですけれども、やっぱり1年目で実績つくっていただいて、どうしてもこういう活動にこれだけ必要だよということで挙げていただければ、昔は財政健全ということで前年度を上回らないというようなものはありましたが、各体連にしても社会教育団体にしてもその必要性に応じて団体の人数とかも変わってきていると思いますので、金額が既得権ということではないと思われるのですけれども、実際に何年前かはわかりませんが、ラウンドワンという団体も新しく3年か4年ぐらい前にできて、そちらのほうも体育連盟のほうか

ら配分もらっていますので、まず必要な理由づけがあつて、それなりに話があれば事務局のほうでも検討していけると思うのですが、限られた予算であるのは間違いありませんので、今後団体のほうが活性化していくのであれば検討していきたいなというところであります。

○3番（真貝政昭君） 小中のことになりますけれども、冬季のスキー大会、それから夏季のプールの水泳大会、やはりこういう大会に参加していないのは古平だけという状況は変わっていないのですか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時41分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○教育長（成田昭彦君） 確かに水泳、今私ども、そういったプールあるのですけれども、競泳という形ではやってごさいません。今2名いるのですけれども、それは余市のほうへ行ってやっているということでごさいます。積丹にも競泳あります。今スキーの大会というのはなかなか余事の中で、北でやっているという見解はごさいません。ただ、何にいたしましても今私ども求めるのは競泳についても指導者で、今小学校の校長のほうから陸上をやらせたいのだというのですけれども、そこで一番悩んでいるのはやっぱり指導者がいないということで今悩んでいます。その中で何とか子供たちにもそういうことでということで、陸上のほうはそういった団体つくらなくても個人でも参加できるような、そういう形でこれから進めていきたいなと思っています。いかせん社会体育にしても学校体育にしてもそういった指導者がいないというのが今現状の悩みでございまして。

○3番（真貝政昭君） スポーツ振興という点からも小中学生がそういうスポーツに向かっていくというのには今の教職員の現状ではそれに指導を求めるのはちょっと過酷という状況になってきているでしょう。もしそれを打開するとすれば、やはり町の社会体育のほうで指導者を、冬季にしても水泳にしても一定期間だけの話で、年中通してのそういうものではないから、そういう点で可能性があるとすればやはり町の社会体育のほうでの投資です。それが必要でないかと思います。中体連とかでもせっかくああいう、近隣町村に恵まれているというふうに言われています、施設がああいう形であつて。BGという形であつてもBGのトレーニングルームにしてもプールにしてもこの近辺では恵まれた施設を持っているというふうには評価されているのです。ところが、なかなか子供がそういう大会等で力を発揮する場面に行けていないというあたりが残念だなと思うのです。

それで、1つ伺いますけれども、プールについて伺いますけれども、トレーニングルームと、それからプールの利用者数を資料からうかがい見ますとわずか4カ月間の中で年中使えるトレーニングルームと同じくらいの利用者があるということがすごいなというふうに思っているのです。しかも、プールの利用期間というのは当初よりも随分期間としても時間としても狭められてきていて、それだけの利用者数を確保できているというのはすごいと思うのです。以前アドバイザーの其田先生もおっしゃっていますけれども、古平町の親御さんが子供に水泳を覚えさせたいという意欲はす

ごく強いのだというのではありません、ぜひともそういう点でプールの利用の中身、子供を育てるという観点から見直す必要があるのではないかと。これがまず第1点です。

それから、見ていて、夜しか見ていないのですけれども、女性の方の利用はすごく多いのです。夜は男性は本当に少ないです。女性が利用が多いのに、女性の指導者もいない、それから管理する方もいない、それからBG担当の職員も今現在女性が全くいない状況でしょう。やはり女性に対応した対応をBGとしては求められているのではないかというふうにご利用状況から見ているのですけれども、そこら辺は27年の決算としてどのような考え方を持っているのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） まず、プールの子供の利用です。教育上のプール指導ですけれども、今後親が子供にどんなスポーツをさせたいかということで生涯学習のほうで今ちょうど幼児センターと小学校の低学年の保護者向けにアンケートをとって、集計できたところですので、それで要望があるから、するかどうかというのはまた別なのですが、今後地元で陸上がいいのか、剣道がいいのか、プールがいいのか、それも競技としてなのか健康づくりとしてなのかというところを検討させていただいて、29年の予算にはね返せるか、それ以降になるかわかりませんが、子供の体育について、スポーツについてというところではアンケートの集計がまとまりましたので、今後の予算に反映させていきたいと思えます。

また、プールがあって、女性利用が多いのですが、職員が男性しかいないという件ですが、職員ではないのですけれども、窓口対応のほうで東洋実業さんのほうで祝日と夜間は女性の方が窓口受け付けしておりますので、もしプールで何かありましても女性の職員がいないというわけではないということと、あとうちの男性職員に対しても女性よりもやわらかい子が多いので、プールで水着姿ということもあって、女性職員がということであれば今後また何かの方法で検討していく、そういう意見が多いのであれば、今後何かの形で検討していきたいと思えます。

○3番（真貝政昭君） 窓口が女性であればいいという話ではなくて、プール利用の件で言うわけですから、BGは水泳指導の資格を持った方がいらっしゃるでしょう。そういう方々の存在は認めるのだけでも、女性が多く利用していく中では、やはりプール利用というのは一定期間だけの話ですから、そういう期間で女性指導者なりが必要ではないかという観点から申し上げているので、やはり子供を連れてきているのは圧倒的に母親ですから、そういう方たちと一緒にあって、そういう方たちも泳げない人がたくさんいらっしゃって、泳げるようになりたいという希望はあるのです。だから、そういう人たちに対応するにはやっぱり女性だろうというのがありまして、男目での視点なのですけれども、提案も含めて思っている次第です。プール利用で健康増進につながりますし、積極的な対応を求めたいと思えます。

終わります。

○1番（木村輔宏君） まず、先ほど真貝委員さんからもお話あった件ですけれども、153ページの光熱費の件ですが、これ私たちは小学校も建てる時からずっといろんな問題お話ししていたのですけれども、今新しい形で電力について北電でなくて、ほかのいろんな電気系の関係の方々が高い供給しますということでお話をちょっと聞いています。最高安いのでは1割近く安くなるということが報じられて、実際に使っているところが多いのですけれども、やる、やらないは別として、そ

ういう検討をするという考え方はあるのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） 電気の自由化の件だと思いますが、昨年か一昨年、総務のほうで町の施設全体をトータルして検証した結果、幾らも変わらないと。それで、電気の供給もまだ安定していませんので、今後必要があれば有利な契約に切りかえていきたいというふうに今は押さえております。

○1番（木村輔宏君） ということは、検討したということ。では、どのくらいのパーセンテージになるということはわかるのですか。

○教育次長（和泉康子君） 済みません。今手元に資料がないのと、私引き継ぎの間で聞いたことなので、今手元に資料がないので、パーセントはちょっと出すことができません。

○1番（木村輔宏君） ただ、余りしつこく言う気はないですけれども、意外とパーセンテージは高いです。私のことで、エネオスあたりとお話をしたら、だめだということではなくて、検討する必要があるだろうと思います。50万とか100万の話ではないから、1,000万単位ですから、仮に1割違えば100万単位、仮に5%としても50万、60万ですから、やりなさいということではなくて、検討する必要があるだろうという気がいたします。

それと、図書費の話をちょっとお聞きしたいのですけれども、ページ数、157ページに28万九千何がしと、もう一つどこかにあったかな……もう一つちょっと……159ページに約30万、この図書費という中でどういう本を買うのか、どんな方々が選択するのか、そういう委員さんが何人かいらっしゃるのかちょっと聞きたいのですけれども。

○教育次長（和泉康子君） 157ページの……それでは小学校のほうでは201冊今回買ってありますが、昨年から図書秘書というものを配置しまして、本の選定は秘書のほうで学校の担当者と相談しながら子供に合った本、または蔵書の中でこの部分が足りないというものを選定して、購入しております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、教育費、終わります。

ここで休憩のために4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

◎延会の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま一般会計、教育費まで質疑終わりました。

質疑の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

延会 午後 3時55分